

会報

第 143号

◇エッセー

大学と生涯学習 横浜国立大学長 太田 時男

■諸会議議事要録

理事会

第93回総会

第60回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

大学院問題特別委員会

医学教育に関する特別委員会

(第81回)入試改善特別委員会

第2常置・入試改善特別委員会合同会議

学術情報特別委員会

生涯学習特別委員会

■資料

国立大学授業料の在り方について

国立大学協会

平成6年2月

会報

平成6年2月 第143号

第44卷第1号通巻第143号

平成6年2月号

国立大学協会

●エッセー

大学と生涯学習 横浜国立大学長 太田 時男5

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成 5 年 10 月～12 月)

理事會 (11.5)13

会務報告

協 議

特別委員会委員の交代について
常置委員会委員 (教員) の選任について
第 93 回総会の日程について
各委員会委員長報告と協議
入試について
第 94 回総会の日時・場所について

第 93 回総会 [第 1 日目] (11.17)22

会務報告

協議事項

各委員会委員長報告と協議
各地区学長会議の状況報告
入学者選抜について
当面の諸問題について

第 93 回総会 [第 2 日目] (11.18)36

当面の諸問題について

第 60 回事務連絡会議 (11.19)37

総会状況報告
大学入試センター連絡事項
文部省連絡事項

第 1 常置委員会 (10.21)45

専門委員の交代について
21 世紀に向けての国立大学のあり方—最近の地方分権及び行政改革の議
論をめぐって—

第 2 常置委員会 (10.20)46

「平成 6 年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する
情報交換事務取扱要領 (案)」について
大学入試センターの「平成 9 年度からの大学入試センター試験の出題教

科・科目等について「中間まとめ」に対するアンケート調査の集計結果について	
委員長の交代について	
次期教員委員の候補及び専門委員の委嘱について	
第3常置委員会(12.22)	48
専門委員の交代について	
報告事項	
「厚生補導施設に関するアンケート」の集計結果について	
学生部の在り方について	
第4常置委員会(10.28)	51
要望書の提出等について	
教務職員現況調査について	
教室系技術職員の専門行政職移行の問題について	
第5常置委員会(10.25)	54
UMAP会議について	
日豪大学間交流について	
日米大学長会議について	
日米大学間学生交流について	
第6常置委員会(10.22)	58
専門委員の交代について	
授業料問題について	
大学院問題特別委員会(10.25)	60
専門委員の交代と補充について	
国立大学大学院の現状及び今後のあり方に関するアンケートについて	
委員の補充について	
医学教育に関する特別委員会(10.25)	62
大学病院をめぐる当面の課題について	
厚生省の「医師需給の見直し等に関する委員会」の検討状況について	
医学教育に関する特別委員会(12.6)	65
医学部における大学院の在り方について	
授業料の専門分野別設定及び増額改訂について	
委員会審議の今後の進め方について	
(第81回)入試改善特別委員会(10.20)	68

<ul style="list-style-type: none"> 国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領, 実施細目等(案)の作成について 国立大学の入学者選抜方法の改善について 	
第2 常置委員会・入試改善特別委員会合同会議 (10.20)	70
<ul style="list-style-type: none"> 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等に関するアンケート調査結果について 国立大学の入学者選抜方法の改善について 	
学術情報特別委員会 (10.28)	72
<ul style="list-style-type: none"> 委員の補充について 平成6年度学術情報システム関係概算要求の概要について 図書館の緊急課題についてのヒアリング 大学図書館に関する調査小委員会について 文献複写実態調査等の報告について 	
生涯学習特別委員会 (10.29)	76
<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング(武田徳島大学長一徳島大学における生涯学習対応について, 松井東北大学教育学部附属大学教育開放センター長一東北大学における生涯学習対応について) 	
■第93回総会国立大学協会事業報告	80
<ul style="list-style-type: none"> 諸会合 <ul style="list-style-type: none"> 要望書・その他の諸活動 要望書の受理 刊行物 	
■諸 会 合 (平成5年10月~12月末までの開催会議)	85
【資 料】	
<ul style="list-style-type: none"> 国立大学の授業料の在り方について 	86
【そ の 他】	
<ul style="list-style-type: none"> 学長等の異動 	88

編集後記

大学と生涯学習

横浜国立大学長 太田 時男

1988年4月より6年間、国大協の一員として務めを果してきた。思い出は尽きないが、とりわけ有馬前会長を中心に、国立大学のもろもろの面からの建直しに取り組むに当って、会員一同に強い連帯感が生れたのが何より深く印象に残っている。私は「新学長族」と呼んだものである¹⁾。

6年間を通じて行ってきた幾多の仕事の中で、やはり「国立大学と生涯学習」という命題を初めて導入し、報告書²⁾をまとめて基礎作りをしたことが、もっとも大きなことだったと思う。幸い「会報」のエッセイのスペースを与えられたので、今後を見越し、このテーゼに対するフィロソフィーを補っておきたい。

大学とは何ぞや

大学に籍を置く者で、「大学とは何ぞや」について考えない人はいないだろう。大概是教育と研究を行うところだと心得えている。然し、この理解は大学の本質を必ずしも明確に捉えていない。私は以前から³⁾、大学を「知的価値の創成、評価、拡散を、システム的に実践するところ」として定義づけをしてきた。

価値とは経済価値を含め広く考える。AのBに対する価値とは、Bに対してAの持つ意義であり、AがBへ拡散し得れば、AはBに対し価値を持つとする。

価値の創成は研究によってなされる。また、大学が大学たるの所以で単なる研究機関でないのは、創成された価値を評価することにある。価値は、例えば環境、人類などの大局的な面を前提として厳しくなされ、然る後、これを拡散する。拡散は教育作業を含め、総合的、システム的に推進される。

大学、あるいは学部により、価値の創成、評価、拡散に対する比重は、それぞ

れに異って当然であるが、肝要なことは自らが創成した価値を責任を持って拡散するのが、基本的な国立大学の accountability*だと考えてよいのではないか。つまり、自らが深く係わった分野を権威を持って教育するもので、受売りは原則として行わない。

私立大学は建学の精神を持っているはずで、それに沿って価値の創成、評価、拡散を行うことになる。建学のドクトリンを明確にしない私学は国立大学としても、国大協としても対応し難い存在と言えよう。

知的価値とは何ぞや。経済価値と異り解りにくいかも知れないので一言つけ加えたい。

ある事象(物体なども)をより深く科学的、体系的に解明し記述できうるシステムが知的価値で、宇宙論などでみられるように高い知的価値は必ずしも経済価値に結びつかない。

学習というのは知的価値を自己の中へ取り込み、消化することで、受動(教育される)か能動(学習する)かの形態によらない。

大学開放の意義

価値を創成するといっても、相対価値はそれが置かれた環境との相互作用によって正しく決る。

大学あるいは大学のスタッフの持つ研究・評価の成果は、なるべく広汎な範囲の一般社会へ拡散し、反応を求め、反応を評価することで意義を持ち、価値が生ずる。

すなわち、大学開放は大学のもつ価値を確定、確認する有効なプロセスの一つとして位置づけたい。

もちろん、これは大学人からみた立場であって、学習する立場からは、大学からの価値拡散作用を摂取し、ライフ・スタイルや人生哲学などを通じ、あるいは

実践上の利益に反映して価値の具現化を計ることになる。

国立大学の開放で施設(運動場や図書館など)以外の学習を伴う場合は、必ず「権威」のある「独創」の教育を行うべきであることは再度強調するべきだろう。

生涯学習の意義

大学、あるいは大学人が大学開放によってそれらの固有の価値を確定し、存在の意義を証し、強調できるが如く、個人は自由意志で任意の知的価値を摂取・消化し、自己の価値を高めうる。

人間は環境に生きる。自然環境、社会環境、職域環境、家族環境など様々であり、それらとの相互作用のフィードバックによって個人の人格的、経済的その他のライフ・スタイルが決る。あらゆる環境との相互作用を、より深く、より広く取入れるため、環境を学習することになる。

第一はより深い専門を学ぶ。より広い学際・業際分野へ切込む。専門知識を深くして、より多い収入を計ることも可能である。

第二はより豊かな教養を身につける。例えば、俳句をよむ、技巧ではなく内面的な心情の発露を大自然に託す。それは全人格的の凝集であり、知性が問われる。

よく質問されるが、ではパチンコは生涯学習にならないのかという。パチンコでも知的、体系的、科学的な学習なら立派な生涯学習ですよと答えることにしている。

ビリヤードという若い方は知らないかも知れない。大正や昭和の中期まで流行した「玉突き」である。これは立派な応用力学でもあったと思っている。

専門分野の学習のみ深めて、教養を疎かにすると人格のバランスが崩れ、社会環境からの評価が低下する。収入を計ることは同時に支出を考えることでもあるという感覚が欲しい(これは学長職には欠かせない)。

第三は生涯学習の成果を資格、免許、学位などで認定されることを希望し、客

観的な地位の向上を志すことである。

生涯学習を行うのは自己の知的ライフ・スタイルの高揚を目指すもので、何も学位や資格のためではないというのが建て前であるが、現在の社会は「学歴社会」であり、実力社会とはいえない。当然、実力社会が在るべき姿なのだが、移行期間として、あるいは学歴社会の間違いを実践的に打ち正すために、生涯学習の成果を正しく評価して学位や資格（免許）を与えることが必要であろう。

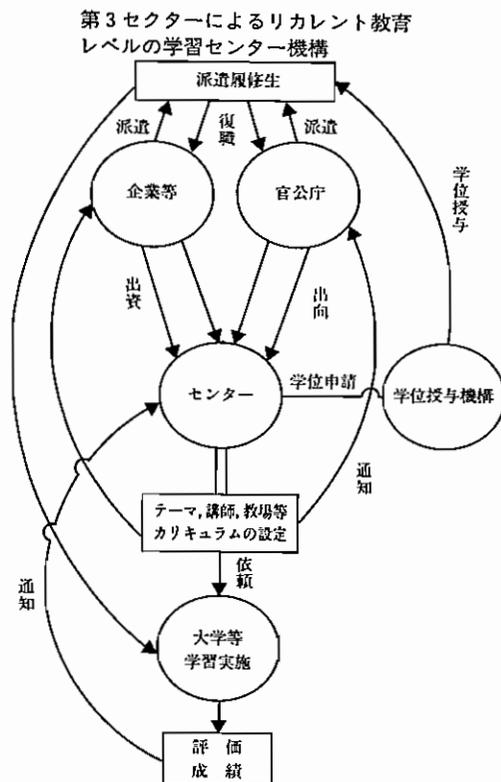
然し、これは大学の自己矛盾、二律背反だという人がある。生涯学習へ力を入れて、そこで学位が出せるなら、大学の伝統的教育システムの力は弱まり、衰亡するのではないかというのである。

これは狭い見方であると思う。前述のように大学がそこで創成された独特の価値を中核とする価値拡散を実践することと、また生涯学習への対応を伝統的教育の中へ包括的に取込むという二つの作業の中で解決すべきだろう。

欲しい全国ネットワーク

「国立大学と生涯学習」の報告書²⁾の中で、第3セクターによるリカレント教育レベルの学習センター機構が提案されている。図を転載したが、これはリフレッシュ教育（各大学レベル）をより上廻る質のリカレント教育機構である。

まず、業績の顕著な各大学の名誉教授とその研究テーマを登録し、次に現



役教授，研究機関研究員，官公庁行政官，企業専門職の中から，やはり信頼するに足る専門家とそのテーマも登録する。

第二段階として，企業，官公庁，大学などへアンケートを送り，履修希望テーマを募り，登録テーマと照合して，最適テーマと講師を選任して，単位になりうる講義を系統的に施行する。

これ以外のことは表や文献²⁾をご覧頂きたい。

どのような大学でも，世界に冠たる業績を持つ教授がいるもので，それはその一つの大学では孤高なるが故に力とはなり難いが，全国ネットによって大きなパワーとなり国や社会へ貢献できることは疑いない。

また，高齢化社会を迎え，有能な名誉教授陣の活用は新しい大学行政の一つの課題たることは確かであろう。

私は学長退官後，大手企業20社ほどの後押しを受け，「フロンティア情報学習機構」なる，まことに小さなシンクタンクを設立し，この全国レベルの学習センターを推進するための種になるよう努力を尽したいと思っている。

伊藤「生涯審」会長の論文について

生涯学習審議会の会長は東大名誉教授で，平成元年まで最高裁の裁判官を務められた伊藤正己先生である。伊藤先生には審議会で幾度かお目にかかったが独特の風格を感じさせる。

私が，そもそも国大協の生涯学習の代表役になったきっかけは，平成元年12月8日，中教審の部会のヒアリングへ有馬会長の代理で出席して意見を述べたことに端を発する。この時の部会長は三浦朱門氏で，同氏とは同年齢ということもあり，気楽な心境で臨んだ覚えがある。

伊藤先生が生涯審(略称)の会長として国大協の代表としての私からヒアリングをされたこともあるが，三浦氏の時とは格段に違って緊張したのを覚えている。

さて、その伊藤先生が最近、「生涯学習について」という一文⁴⁾を公表され、ご自身の経験と見解を述べておられる。わが国で第一の生涯学習の功績者は平塚益徳氏であったこと、またご自身の生涯学習との係わりについてもふれておられ、まことに興味深い。放送大学の生みの親だったことも私は初めて知り畏敬の念を深めたものである。まさに伊藤先生こそ、第一の功労者だという思いである。

この論文の中で今後の課題（難問）として提起された二つのことがある。

第一は学校教育との関係で、まさにわれわれが取り組んできた問題そのもので、国大協の努力にもふれられ、更なる大学の開放に期待を抱くと結ばれている。

第二は家庭教育との関連で、生涯学習は家族生活を破壊するのではないかという意見を聞くが自分はそうは思わないと述べておられるが、全く同感である。

父、母、そして子供達がそれぞれに学習に励み、その過程や成果をそのつどお互いに語り合い、理解し合うことに、本当の意思疎通が生まれ教育効果がでる。

A, B, C……の協力は、元来、それらが強い独自性を持っていて始めて、本当の協力(harmony)が可能で、独自性のないもの間に協力は存在しない。日本的な「和」のセンスとは、いささか内実が異なるが、今後の世界協調を望めば、「和」より harmony を育成した方がよい。

伊藤論文の圧巻は生涯学習こそ日本の社会構造（例えば、学歴社会、学校教育偏重、東京一極集中など）を変革するのに前進する力となるのではないかと主張されることにあると私は思う。実はそのような力になりうる生涯学習でありたいし、そのような生涯学習であってこそ国立大学の accountability* となりうるのだろう。

伊藤論文には、「生涯学習を阻む壁」についてもふれている。大学人の意識の改革がまず必要であるという主旨で、最高裁で磨かれた公平観をもった主張には傾聴すべきものがある。耳新しいことは論文の中に何も無いのに実に斬新に聴え

る。国立大学の大きな課題である。平成5年秋の第93回国大協総会で、文部大臣が「大学改革の一環としての生涯学習への対応」ということを初めて公言されたのを思い出す。

国の力、国の品位・品格

これまでも主張されてきたが²⁾、国民の何%が、より高度の知識を持つかが、その国の国力の目安であることは確かである。ソフト資源こそ国の力であるし、それは生涯学習によってこそ獲得できるものである。

また、貿易摩擦、ODA関連紛争など国際的トラブルは、それら当事者の教養、品位、品格などに原因することが間々である。

わが国がその経済力に見合うように、国民のすべてが相応の品位、品格を持ち、他の国から尊敬、畏敬の念をもってみられるようになることが、何より大切なことで、国連の常任理事国入りをするとなれば、これを契機にこの認識を徹底すべきである。

生涯学習の国際化こそが、世界各国の harmony を進め、真に紛争のない環境への着実な努力なのだと思う。

終りに

平成5年の官公庁大納会の12月28日、総務庁は平成5年度第4・4半期の行政監察計画に、国立大学に対し、授業内容の点検と社会人への学習機会提供の実施状況を入れると発表した。

従来には考えられなかったことであるが、これに対し、私どもは次のように対応したい。

第一は、国大協に生涯学習特別委員会を設け、報告書を公刊し、現状の把握と問題点を浮彫りにしてあるので、この種の監察には「どうぞ」という自信がある。

国大協として手抜きはない。何かあるとすれば個々の大学の問題である。

第二は個々の大学で指摘されたことで、もしそれが報告書に落ちていたり、あるいは矛盾することであれば、私どもは堂々と論争の陣を張らねばならないと思っている。

第三は指摘されたことが個々の大学の努力の至らざるところであれば、充分に今後の改善をお願いしたい。

生涯学習は今後、ますます重要な国立大学の accountability*の一環となるだろう。充分な対応をお願いしたいと思う。

国大協を去るに当り、学術情報、生涯学習の二つの特別委員会の長として、事務局の方々、とりわけ、滝沢局長、片山次長には大変お世話になったことを深く感謝申し上げたい。

参考文献

- 1) 太田, 日本経済新聞, 交遊録, 1991・9・14
- 2) 国大協生涯学習特別委員会編, 国立大学と生涯学習, 1993・5
- 3) 有馬・太田・塩野谷, 国立大学ルネサンス, 1993・3・14 (同文書院)
- 4) 伊藤正己, 学士会会報1994・1 (学士会)

*) accountability. 日本語に適切な訳は見当たらない。Oxford 辞典では “To discharge of duties or conduct” として幾多の用例がある。

事業報告

理事会

日時 平成5年11月5日(金) 14:00~16:50

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 吉川会長

井村, 鈴木各副会長

廣重, 手代木, 江崎, 吉田, 木村, 阿部, 太田, 小黑, 金森, 村上, 武田,
岡市, 和田, 横山, 池田各理事

佐々木(第3), 角田(第5)各常置委員会委員長

堀川, 山本各監事

蓮見(教員養成), 武藤(大学院)各特別委員会委員長

(大学入試センター)高橋所長, 菊池事業部長

吉川会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日はご多忙のところご出席いただき、厚く
お礼申し上げます。本理事会は来る11月17日、18
日の両日開催される総会前の恒例の理事会であ
り、各委員会からのご報告と協議をお願いする
が、特に、入試制度に関する問題等の審議をお
願いしたい。

なお、委員会報告のため各特別委員会の委員
長にご出席いただき、また、大学入試センター
試験についてご説明いただくため、後刻、大学
入試センターから高橋所長にもご出席願うの
で、ご了承いただきたい。

最初に、学長交代により就任された理事をご
紹介する。

(前任) (後任)

東京工業大学長 末松 安晴 木村 孟

金沢大学長 青野 茂行 岡田 晃
(欠席)

つぎに、交代された監事及び委員長をご紹介

する。

監事：埼玉大学長 堀川 清司(吉田千葉大
学長の後任)

教員養成制度特別委員会委員長：東京学芸大
学長 蓮見 音彦(将積愛知教育大学
長の後任)

大学院問題特別委員会委員長：新潟大学長
武藤 輝一(高橋岡山大学長の後任)

第2常置委員会委員長：名古屋大学長 加藤
延夫(欠席)(末松東京工業大学長の後
任)

なお、9月1日付で滝沢国大協事務局長が就
任したので、ご紹介する。

ご欠席は、東北大学長の西澤理事、金沢大学
長の岡田理事、名古屋大学長の加藤理事、第4
常置委員会の阪上委員長、教養教育特別委員会
の坪井委員長である。

ついで、事務局から配付資料の説明があった
のち、議事に入った。

I 会 務 報 告

会長より、これについては、「資料4」にその概要が記されているが、ここではその要点を報告することとしたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

1. 要望書の提出について

- (1) 去る6月の第92回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、去る7月1日、吉川会長、第4常置委員会の阪上委員長、羽田専門委員及び平間事務局長が人事院、文部省を訪れ、人事院総裁、文部大臣ならびに各関係官に同要望書を提出、その実現方を要望した。
- (2) 去る6月の第92回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員長に一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る9月27日に、第4常置委員会の阪上委員長、田中委員、羽田専門委員及び滝沢事務局長が関係省庁に赴き、大蔵大臣、総務庁長官、文部大臣ならびに各関係官に同要望書を提出し、その完全実施を要望した。
- (3) 去る6月の第92回総会において、会長及び第6常置委員会委員長に一任された授業料問題の取扱いについては、専門分野別の授業料設定及び増額改訂が検討されていると伝えられたので、急遽、両副会長と第6常置委員会委員長と協議して「国立大学の授業料の在り方について(要望)」を取りまとめ、10月5日以降数次にわたって大蔵省、文部省の関係官に提出面談の上、その取扱いについて慎重な配慮を要望した。

2. 国公立大学入試問題連絡協議委員会について

去る10月27日、国公立大学入試問題連絡協議委員会が開催され、井村副会長(入試改善特別委員会委員長)、加藤第2常置委員会委員長及び滝沢事務局長が公立大学協会の石井副会長(高崎経済大学長)及び山住入試制度委員会委員長(東京都立大学長)ほか関係者と入学者選抜方式について協議した。

3. 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申し入れにより、去る10月4日、第4常置委員会の阪上委員長及び田中委員が全大教の小山副委員長ほか数名と会い、主として技術職員問題について懇談した。

II 協 議

1. 特別委員会委員の交代について

会長から、特別委員会委員の交代について「資料6」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

2. 常置委員会委員(教員)の選任について

このことについて、会長から次のように諮られた。

2年任期満了による教員委員の選任については、各常置委員会委員長からご推薦いただいた「資料7」の候補者(案)のとおりとしてよろしいかお諮りする。

これについて異議なく承認され、直ちに委嘱の手続きをとることとした。

3. 第93回総会の日程について

会長から、来る11月17日、18日両日開催の第

93回総会の日程を「資料8」のとおりとしてよろしいかお語りすると述べられ、異議なく了承された。

4. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより各委員会の報告と協議をお願いするが、入試は別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告はその時にお願いすることにしたい。

以上のように述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

去る10月21日に本委員会を開催し、「国立大学のあり方」に関わり、主として、府県移管問題を中心に議論した。これは、最近、全国知事会府県政懇談会、第3次行政改革推進審議会等で国立大学の府県移管ということが議論され、今後の政治改革の目標の一つとされる地方分権政策と絡んでこれが取り上げられる可能性があるため、国大協として対応を検討しておくべきと考えられたためである。

当日の議論の概要は次のようである。

全国知事会府県政懇談会、第3次行政改革推進審議会、ジャーナリズム等での国立大学の府県移管問題の議論というのは、「地域に根ざす教育」とか「地域活性化」、「大学活性化」といった曖昧なキャッチフレーズのもとに地方分権政策の目玉の一つにしようとしているように思われる。最も警戒を要するのは、立ち入った議論なしに地方分権政策の課題の中でこの問題に安易に手をつけられないかということである。

また、府県移管論の内容は、①地域に定着する人材の養成、②地方文化振興、③地方の産業、経済の活性化、④大学の個性化、活性化の促進、といったことが言われているが、具体的でなく、財政措置についても考慮されていないなど、論拠に乏しい。

また、移管に伴うデメリットとして、これまで国立大学は、公・私立大学も含め、大学の教育、研究、運営等全般にわたって一つの規範となってきたが、府県立への移行は、その意義を失わせること、さらには、教官、学生の大学へのロイヤリティを失わせることなどが挙げられる。

一方、国立大学として今後改善を図るべき問題として、地域と国立大学との関係について、地財法関係の法規の改正が望まれること、さらに、参与会の設置のほか、大学間の単位互換その他国立大学としての連携を深める企画を推進すること、などが提言された。

以上が当日の議論の概要であるが、移管問題は政治的に取り上げられていて、現段階では内容がファジーであるから、国大協として精緻な議論を積み重ねるより、問題点を指摘し、議論が安易な方向に向かないようにもっていくことが大切ではないかと、という意見もあった。

(2) 第3常置委員会（佐々木委員長）

① 学生の厚生補導施設等について

国立大学の厚生補導施設は総じて貧弱であり、これを充実させていく必要がある。そこで、本委員会としてこの問題を検討していくため、先頃、各大学宛「厚生補導施設に関するアンケート調査」を実施した結果、すべての大学から回答をいただいた。回答の集計はまだ最終的にまとまっていないので、中間報告として、「整備

計画」及び「問題点」についてのみ集約の結果（「資料9」）をご報告する。特に「問題点」として指摘されているのは、福利厚生施設、課外活動施設、学生寄宿舎等各施設共通的に①設備も含めた老朽化、②基準面積の不足による狭隘、③概算要求において厚生補導施設よりも教育研究施設が優先される、④管理運営予算の不足、⑤管理運営要員の不足、などであり、そのほか、学生のニーズに応える施設づくりが「魅力ある大学」の重要な要素、との指摘も多かった。また、施設種別には、福利厚生施設については、学生数の増に伴う食堂の狭隘、課外活動施設については、プレハブ施設の建替、多様化するサークル活動に伴う施設の不足、学生寄宿舎については、外国人留学生増に伴う日本人学生との混住宿舎の新設、大学院学生宿舎の新設、が求められている。

② 平成6年度就職協定の取扱いについて

平成5年度就職協定については、就職協定の精神に則り、学生が少なくとも当該卒業予定年度の6月くらいまでは就職問題に煩わされることなく勉学に専念できるよう、①大学における求人票公示—7月1日、②採用選考開始—8月1日前後を目標として企業の自主的決定とする、③採用内定開始—10月1日、としてすすめてきたが、平成6年度就職協定の取扱いについて、去る10月28日開催の就職問題懇談会（大学及び高等専門学校関係9団体で構成）で協議し、大学側としては、前年どおりの方針とすることを確認した。この件は、来る11月19日に開催される就職協定協議会（企業、大学等の代表で構成）世話人会で協議のうえ最終的に決定されることになっている。

(3) 第4常置委員会

（阪上委員長の代理；蓮見委員）

① 「教務職員現況調査報告書（中間報告）」について

本委員会では、教務職員問題について、平成3年11月に「教務職員問題に関する検討結果報告」をまとめ、その中で、教務職の運用の適正化と問題解決についての指針を提示したが、各大学のその後の取り組み状況等を具体的に把握するため、改めて各大学宛「教務職員現況調査」を行った。この調査の回答を集計したのが「資料10」の「教務職員現況調査報告書（中間報告）」であり、これについてご報告申し上げる。

調査事項は、教務職員の定員と現員の推移、職務内容、年齢別勤続年数状況、年齢別最終学歴状況、他職種への異動状況等、定員削減状況、学内措置による任用資格基準の有無、国大協が示した指針による対応・検討状況、の8項目である。この「中間報告」を総会に提出報告するとともに、今後引続き最終報告の取りまとめをすすめたい。

② 教室系技術職員の専門行政職移行問題について

平成5年6月に報告書「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について（照会）」に対する各大学の回答のまとめを作成し各大学に送付したが、その内容をも踏まえつつ引続き技術職員の専門行政職俸給表適用への移行問題、研修のあり方等について検討しており、いずれ本委員会として何らかの提言をまとめたい。

(4) 第5常置委員会（角田委員長）

① UMAP（アジア太平洋大学交流）会議について

来年12月、大阪で開催する第4回UMAP

(「UMAP JAPAN'94」)の具体的準備をすすめるため、組織委員会を設けることとし、主催団体である国大協、大阪大学のほかに公立大学協会、日本私立大学団体連合会参加のもとに、その第1回会議を去る7月16日に開催した。組織委員会の委員長、副委員長及び事務局長にそれぞれ、江崎筑波大学長、角田電気通信大学長及び川島大阪大学教授が就任し、書記役として山澤一橋大学教授をお願いした。「資料11」に「UMAP JAPAN'94」の開催概要を記してあるが、会議は①代表者会議(レファレンス・グループ・ミーティング)、②ワーキング・パーティー会議のほかシンポジウムを行う予定である。

なお、「UMAP JAPAN'94」開催に先立ち、明年2月17日及び18日の両日にワーキング・パーティー会議を学士会館(神田)で開催する予定である。

② 日豪大学間交流について

去る7月26日から8月6日にわたり、江崎筑波大学長を団長とする第2次訪豪大学調査団(9大学が参加)がオーストラリアのアデレード大学、シドニー大学など10大学を視察するとともにAVCC代表とも懇談した。8月11日開催の本委員会にその視察報告があった。また、オーストラリアからも、目下第2次訪日大学調査団が来日中であり、これまでに九州大学、九州工業大学、広島大学、岡山大学、大阪大学などを視察され、来る11月8日には、国大協とAVCC大学調査団との懇談が予定されている。

③ 日米大学間交流について

a) 日米大学長シンポジウムの開催

日米双方の大学長による「大学と科学政策の改革」に関するシンポジウムを、国大協主催、滋賀大学を世話大学として、来年夏過ぎに、滋賀県彦根市において開催することになった。こ

の会議には、アメリカ側から、ミシガン州立大学長を中心に15名程度が参加され、日本側からは、国立大学長、高等教育行政関係者、産業界を含めて約40名の参加が予定される。既にこれの実行委員会が組織されており、委員長、副委員長、運営幹事には、それぞれ江崎筑波大学長、角田電気通信大学長、尾上滋賀大学長が務める。

b) カルコン(CULCON:日米文化教育交流会議)

今年4月にワシントンで開催された第16回カルコン会議において、日米の「学部学生交流増大について、特に国立大学において格段に受入れ数を増大させる」ことが合意された旨文部省からの報告を踏まえ、本委員会として、日米両国間学部学生の交流について検討し、豪州大学との学生交流の実態を参考にしながら検討していくこととしたことは前回ご報告したが、その後、カルコン側から、カルコンのワーキング・グループ(日米各3名の委員で構成)に国大協第5常置委員会委員長として参加の要請があり、吉川会長と相談し、これを引き受けることとした。去る10月8日に、そのワーキング・グループ日本側委員による打合せ会が開かれ、日米学部学生交流への対応を協議した。10月25日開催の本委員会にこの審議の模様を報告し協議した結果、本委員会の下に「日米大学間交流小委員会」(JUSSEP)を設けて諸問題を検討していくこととし、小委員会を江崎筑波大学長、小坂岡山大学長、原田広島大学長、角田電気通信大学長、西村九州大学教授で構成することとした。

(5) 第6常置委員会(廣重委員長)

会長の会務報告にあったように、本年9月中旬頃から活発化しつつある国立大学授業料の値

上げ並びに学部間格差導入の動きに対応するため、会長及び両副会長と語り、急速、「資料14」の要望書(「国立大学の授業料の在り方について(要望)」)を取りまとめ、10月5日以降数次にわたり大蔵省、文部省の関係官に提出面談のうえ、授業料の取扱いについて慎重な配慮方を要望した。

要望に対する大蔵省側の反応は、○要望の趣旨は分かるが、国立大学は財政支出増を要求するだけでなく、収入増も考えてほしい。○学生数のほぼ8割を擁する私立大学とのバランスも考慮すべきではないか。○たとえ学部間格差を導入しても、奨学金の増額や理工系の設備等の充実で対応できるのではないか、等ということであった。

去る10月22日に本委員会を開催し、この間の経過を報告し、この問題の今後の対応について協議したが、○機会を捉えて社会各方面へのキャンペーンが必要である。○各大学でも見解の集約を図ることが求められる。○国立大学授業料値上げの歯止めとなり得る論拠を明らかにする必要があり、などの意見が出された。

以上の報告について、会長から、授業料問題については、特に総会においてもご討議いただくことにしたい旨述べられた。

(6) 学術情報特別委員会(太田委員長)

① 学術情報システムの整備について

国立大学図書館協議会では、この7月に「学術情報システムの整備拡充に関する要望書」をまとめ、関係各方面に提出された。これを本委員会としてバックアップしていきたい。

② 大学附属図書館の問題について

大学附属図書館が抱える諸問題を検討することとし、手始めに、蔵書100万冊未満及び100万

冊程度の幾つかの附属図書館について、学長や附属図書館長からヒアリングを行っている。さらにヒアリングを行い、それらを踏まえて問題点等を整理するとともに、実効ある解決方を検討したいと考えている。このため、本委員会の下に小委員会を設けた。小委員会の委員構成は、村上山口大学長を委員長に、清水東京大学附属図書館長、林山梨大学教授及び浅野東京大学附属図書館事務部長である。

③ 複写に伴う著作権の問題について

国立大学図書館協議会の文献複写に係る著作権問題特別委員会が10月26日付で取りまとめた、全国の国立大学附属図書館における「著作権使用に係る文献複写の実態調査」報告書(案)及び抽出調査による「研究室等における文献複写利用実態調査」報告書(案)について、清水委員及び浅野専門委員から説明をきいた。文献複写に対する著作権の問題については、引き続き小委員会を中心に問題点等の検討をしたい。

このほか、平成6年度の学術情報システム関係概算要求について、文部省から説明をきき、質疑応答を行った。なお、本理事会でご承認いただいたとおり、末松東京工業大学長及び青野金沢大学長の退任に伴い、委員の補充として、木村東京工業大学長、星埜福島大学長及び藤野図書館情報大学長をお願いすることとした。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(吉田委員長)

前回の総会以後、7月19日及び10月25日に本委員会を開催した。7月19日は、国立大学医学部附属病院長会議常置委員会前委員長の金子敏郎千葉大学教授、また10月25日は、国立大学病院の運営改善検討委員会委員長の鈴木章夫東京医科歯科大学医学部長及び厚生省医師需給の見

直し等に関する委員会委員長の前川正国立学校財務センター所長を招き、①大学病院における卒業臨床研修のあり方、②医療法の改正、特定機能病院への対応状況、③国立大学病院の医療関係経費の逼迫とその要因、④国立大学病院の運営改善検討委員会の検討状況、⑤厚生省の医師需給の見直し等に関する委員会の検討状況、⑥国立大学病院におけるコ・メディカル・スタッフの充実の必要性、等について、それぞれ説明を伺い、意見交換した。何れも重要な課題であり、しかも医学教育の面に大きな影響を及ぼす問題であり、関係機関での検討状況を見守りながら、必要に応じて本委員会として問題を検討することにした。

(8) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長の代理：吉田委員)

去る7月29日に本委員会を開催し、前回に引き続き、教養教育の諸問題、特に教養教育の改革と将来展望について意見交換を行うとともに、今後の審議のすすめ方について協議した結果、大学設置基準の大綱化に伴う各大学における教養教育のカリキュラム、実施体制等の実状について各大学にアンケート調査を行うこととした。

(9) 教員養成制度特別委員会(蓮見委員長)

近年、児童生徒数の減少に伴う教員採用の急減も一つの要因となって、教育学部学生の教員就職率が低下し、学生の教職志向に動揺がみられるなど、教育界への優れた人材の確保の面で由由しき状況が生じている一方、大学が教職を選ぼうとする学生に対してその期待に十分に應える教育をしているかといった問題提起もなされている。このような状況にあるので、本委員

会では、今年1月以降、①各大学における教員養成のための教育に関する実態と意見の調査、②各大学における教員就職状況の把握、③教育学部の学生(約5,000名)に対する教職に関する意識調査、④都道府県(政令指定都市を含む)教育委員会に対する教員需給の実態に関する調査、を実施した。現在、それを集計整理しているところであるが、これらの調査のうち、教育学部学生を対象として行った「教職意識調査」について、取り敢えず中間報告をまとめ、これを総会に提出するとともに、各国立大学教育学部の全教官に配布する措置を講じたい。

(10) 大学院問題特別委員会(武藤委員長)

前回総会以後、10月21日に調査専門委員会を、10月25日に本委員会を開催し、引続き「国立大学院の現状及び今後のあり方」についてのアンケート調査票の取りまとめをすすめている。原案はほぼ固まったが、総会までに最終的にまとめることは難しいので、原案がまとまり次第、これを会長にご覧いただき、そのご了解を得たうえで予定どおり国立大学全教官にアンケート調査を行うことにさせていただきたい。

この提案について、会長から諮り、異議なく了承された。

(11) 生涯学習特別委員会(太田委員長)

本委員会は、本年5月に報告書「国立大学と生涯学習」を刊行したが、その後去る7月22日及び10月29日の両日、本委員会を開催し、引き続き国立大学における生涯学習について審議している。国立大学における生涯学習について一つの課題となっていることとして、全国ネットワーク(優れた研究業績をあげて退官した国立大学教官を登録し、その優れた研究を生かした学

習をするための機構)がある。また、生涯学習の現状及び問題点について、本委員会所属大学から報告をきき意見交換したほか、本委員会所属大学以外からも東北大学の松井教育開放センター長及び徳島大学の武田学長からそれぞれの大学の状況等についてヒアリングを行った。本委員会では、これまでの検討を踏まえ、国立大学の生涯学習の役割について引き続き検討をすすめ、生涯学習関係予算の拡大とそれにもとづく生涯学習体制の整備、大学の活性化につなげていきたい。

5. 入試について

(1) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試センター試験について、①平成6年度大学入試センター試験の出願は10月26日に締切り、目下整理中であるが、昨年に比べて一万数千人程度多く、過去最高の出願数になる見込みであること、②「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等」については、大学入試センターの「中間まとめ」に対する各大学、各関係団体からのご意見を踏まえ検討し、平成6年7月頃までにこれを最終的にまとめた旨報告説明があった。

(2) 第2常置委員会

(加藤委員長の代理；太田委員)

- ① 大学入試センターの「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」に対するアンケート調査結果について

平成元年度に改訂された新高等学校学習指導要領に基づき、平成6年度から高等学校の新教育課程が学年進行で始まる。新学習指導要領は、

生徒が多様化している中で、各高校がその教育課程について、創意工夫を凝らし特色ある編成ができるよう、多様な教科・科目の設置、総合学科の創設のほか、これまで定時制課程に限られていた単位制を全日制にも認めるなど、従来より一層弾力的措置が講じられている。このため、大学入試センターでは、平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等を改訂することとし、予て検討していたが、平成5年6月に、これの「中間まとめ」を公表した。国大協として、この「中間まとめ」に対する各国立大学の意見を取りまとめ、大学入試センターに回答することとし、先般各大学宛これのアンケート調査を実施した。

その集計結果が「資料15」である。95国立大学346学部についてアンケート調査を実施し、回収率は100%であった。「中間まとめ」の「全体的構成」については65%が賛成であり、「構成の一部」についての意見が24.5%、「その他」の意見が7.6%あった。

- ② 「平成6年度追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について

各大学における追加合格者決定業務の円滑を図って例年作成している「追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」の平成6年度版を作成した。これについて、公立大学協会の了解も得られたので、去る11月1日付をもって各国立大学長宛送付した。

- ③ 委員長の交代について

学長任期満了(平成5年10月23日)に伴う末松委員長の後任の委員長として、名古屋大学の加藤延夫学長を選出した。

以上の説明について意見交換を行い、来る総会で入試の問題、特に平成9年度以降の出題教

科・科目等について討議するについて、その前提となる高等学校学習指導要領の改訂の趣旨等について文部省の担当官から説明を聞くこととした。

(3) 入試改善特別委員会（井村委員長）

去る10月20日に本委員会及び本委員会終了後引続き第2常置委員会との合同会議を開催し、「国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領等」及び「国立大学の入学者選抜方法の改善」の2件について審議した。

① 「国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領等」について

「国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領等」の本委員会としての原案を作成し、これを8月5日付をもって各国立大学長宛送付しご意見を求めたところ、3件のご意見が寄せられたので、これについて検討した結果、原案を一部修正し、「資料16」のとおり、最終原案を取りまとめた。

変更点は、「第2次試験出願受付期間」について「1月23日から1月31日まで」を「1月23日から2月1日まで」にしたこと、関連して、「大学入試センター試験成績請求・提供の期間」について「2月1日から2月10日まで」を「2月2日から2月10日まで」としたことであり、それ以外は当初の原案と変りない。

この変更は、「第2次試験の願書の提出は、文部省の『出願状況の中間発表』や各大学の『テレホンサービス』をきいてから提出してくる者も多く、1月30日（月）に投函した願書が2月1日に到着する可能性がある」という要望に沿って改めたものである。

② 国立大学の入学者選抜方法の改善について

去る6月の第92回総会に「国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」の集計結果をご報告のうえ、入試改善について議論し、現行併存方式を見直し「分離分割方式」へ統合する方向で検討することが了承されたので、その後、本委員会及び本委員会と第2常置委員会との合同会議で検討し、分離分割方式統合についての基本方針案を取りまとめた。それが「資料17」であり、これについてご説明しご意見を伺いたい。

以上のように述べられたのち、引続き同委員長から資料〔国立大学の入学者選抜における現行の「連続方式」と「分離分割方式」の統合についての基本方針(案)〕について説明があった。

以上の説明について、統合の時期、公・私立大学との関係並びに大学入試センター試験との関係、統合による試験実施方式の名称、定義、等について意見交換があったのち、井村委員長から次のように提案があった。

「連続方式」と「分離分割方式」の統合についての基本方針（案）について、統合時期については異なるご意見もあるので、これを留保し、原案を修正する必要があるかどうかをお検討させていただき、その上で総会に提案させていただきたい。

この提案は了承され、また「国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領等（案）」の総会提出も了承された。

6. 第94回総会の日時・場所について

会長から、次回の来年6月総会の日時・場所を「資料20」のとおり予定したいので、ご承知いただきたい旨述べられ、異議なく了承された。

最後に会長から、本日の議事を総括のうえ、

来る11月総会では、特に、①国立大学の地方移
管問題を中心に国立大学のあり方、②授業料問

題、③入試問題、等についてご審議賜りたい旨
述べられ、本日の議事を終了した。

第93回総会（第1日）

日 時 平成5年11月17日（水） 10:00～17:00
場 所 学士会館（神田）210号室
出席者 各国立大学長

吉川会長から、開会の挨拶があったのち、引
続き次のように述べられた。

今総会は定例総会であり、従って各委員会委
員長から審議状況のご報告をいただき、これに
基づく協議をお願いすることになるが、入試に
ついては、平成7年度の実施要領等のほか選抜
方法の改善及び平成9年度からの教科・科目改
訂の問題についてもご審議願ひ、その他国立大
学の当面する諸問題についてもご意見を伺いた
いと考えているので、よろしく願ひしたい。

なお、高校の教科・科目改訂の趣旨について
伺うため、後刻、文部省の富岡高等学校課長に
ご出席願ひ、また、大学入試センター試験及び
教科・科目改訂への対応等についてご説明願う
ため大学入試センターの高橋所長、坂元副所長
にもご出席いただくこととしたので、ご了承願
ひたい。

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説
明があったのち、井村副会長から、大学審議会
で報告を求められているので、参考とするため
学長個人の考えをお聞きしたい旨述べ、「学長の
在り方について」のアンケートについて説明が
あった。

(2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料

3」により行いたい旨諮られ、了承された。

(3) 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長に
ついて、次のとおり紹介があった。

（大 学）	（前 任）	（後 任）
東京工業大学	末松 安晴	木村 孟
金沢大学	青野 茂行	岡田 晃
奈良教育大学	後藤 稠	赤井 達郎
和歌山大学	小野 朝男	浅野 敏
九州工業大学	迎 静雄	細川 邦典

(4) 欠席及び代理出席について

会長から、欠席の西澤東北大学長（第1日午
前のみ）及び原田広島大学長（第1日のみ）並
びに代理出席の島根医科大学の高折副学長、鹿
屋体育大学の河野副学長（以上両日とも）及び
東京芸術大学の拓植学生部長（第2日のみ）の
紹介があった。また、新たに就任した滝沢事務
局長の紹介があった。

(5) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された委員長
について、次のとおり報告があった。

（委員会）	（前 任）	（後 任）
第2常置委員会	末松 安晴 （東京工業大 学長）	加藤 延夫 （名古屋大学 学長）
教員養成制度 特別委員会	将積 茂 （愛知教育大 学長）	蓮見 音彦 （東京学芸大 学長）

(6) 常置委員会委員（教員）の選任について

会長から、この10月で任期満了になった教員委員については11月5日(金)の理事会で「資料6」のとおり選任された旨報告があった。

I 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項について、次のとおり報告があり、その他の事項については、「国立大学協会事業報告」(資料8)をご参照願いたい旨述べられた。

1. 要望書の提出について

(1) 前回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、去る7月1日(木)、会長、第4常置委員会の阪上委員長、羽田専門委員及び平間事務局長が人事院、文部省を訪れ、人事院総裁、文部大臣並びに各関係官に同要望書を提出し、その実現方を要望した。

(2) 前回総会でその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る9月27日(月)に、第4常置委員会の阪上委員長、田中委員、羽田専門委員及び滝沢事務局長が関係省庁に赴き、大蔵大臣、総務庁長官、文部大臣並びに各関係官に同要望書を提出し、その完全実施を要望した。

(3) 前回総会で会長及び第6常置委員会委員長に一任された授業料問題の取扱いについては、専門分野別の授業料設定及び増額改訂が検討されていると伝えられたので、急遽、両副会長、第6常置委員会委員長と協議して、「国立大学の授業料の在り方について(要望)」を取りまとめ、10月5日(火)以降、数次にわたって大蔵省、文部省の関係官に提出面談のうえ、その取扱い

について慎重な配慮を要望した。

2. 国立大学入試問題連絡協議委員会について

10月27日(水)、国立大学入試問題連絡協議委員会が開催され、井村副会長(入試改善特別委員会委員長)、加藤第2常置委員会委員長及び滝沢事務局長が公立大学協会の石井副会長(高崎経済大学長)及び山住入試制度委員会委員長(東京都立大学長)ほか関係者と入学者選抜方式について協議した。

3. 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申入れにより、10月4日(月)、第4常置委員会の阪上委員長及び田中委員が全大教の小山副委員長ほか数名と会い、主として技術職員問題について懇談した。

II 協議事項

1. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより、各委員会委員長の報告と協議に入るが、委員会の審議状況の要旨は、各委員長にお取りまとめいただき、「資料9」として配付してあるので、ご参照願いたい。

なお、入試関係は別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会は、その際にお願いたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から、概ね次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(金森委員長)

10月21日(木)委員会を開催し、まず、東京

大学事務局長の交代に伴い、佐藤次郎氏に代わって佐藤國雄氏を専門委員に委嘱することとした。ついで、前回に引き続き、「21世紀に向けての国立大学のあり方」の議題のもとで、国立大学の府県移管問題を検討した。

最近、この問題が全国知事会府県政懇談会、第3次行政改革推進審議会等で議論され、また、今後の政治改革の目標の一つである地方分権の政策課題の一つとして取り上げられる可能性があるため、国大協としても検討しておくべき課題とした次第である。

委員会では、次のような議論があったが、今後国立大学の設置形態の議論も出てくると思われるので、国立大学協会としても大学の活性化という点からも議論を深めておく必要がある。

- 国立大学は地域に定着する人材の育成に貢献している。
- 大学教育は地域を超えた国際的スコープで長い人生の間の変化に備えうる総合的教育でなければならない。
- 公私立大学にとって、国立大学は、教育、研究、運営の規範となっており、府県への移管は、財政的基盤の不安定、府県財政の較差による大学財政の較差発生、大学間の連携の喪失、地方行政機関の基礎的学問への理解欠如等のデメリットがある。

(2) 第3常置委員会(佐々木委員長)

1) 「厚生補導施設に関するアンケート」調査について

国立大学学生部長会議でも、厚生補導施設の充実を要望しているが、最近進みだした教育研究施設の整備と同様に厚生補導施設の整備も行われなければならない。

先般、同アンケート調査を実施し、福利施設、

課外活動施設、学生寄宿舍等についての現況、整備計画及び問題点を伺い、全大学から回答を得、9月27日(月)の小委員会で全回答を報告し内容を集約した。

今後、このアンケート結果を詳しく分析し必要な調査も行いながら、厚生補導施設の充実について、委員会見解を出してみたい。

問題点としては、施設の老朽化、基準面積の不足による狭隘、概算要求での後順位、管理運営の要員及び予算の不足、食堂の狭隘、混雑、大学院学生用宿舎の新設要求等がある。

2) 平成6年度就職協定について

最近の就職状況の変化に伴い、その取扱いが議論されているところであるが、昨年同様、就職協定の精神に則り、せめて6月くらいまでは就職問題に煩わされることなく学生が勉学に専念できるようにすることとしたい。

平成6年度就職協定については、10月28日(木)の就職問題懇談会でほぼ前年度なみの取扱いとすることとし、11月19日(金)の就職協定協議会世話人会で最終案として承認される予定である。

(3) 第4常置委員会(阪上委員長)

前回総会以降、小委員会を2回、本委員会を1回開催した。主な審議事項及び活動等は次のとおりである。

1) 「教務職員現況調査」について

教務職員問題について、平成3年11月に「教務職員問題に関する検討結果報告」をまとめ、教務職の運用の適正化と問題解決の方向の指針を提示した。その後、各国立大学では、この指針等に基づきそれぞれ適切に対応する努力がなされてきているが、現時点で教務職員の状況及び提示した指針等に基づく取り組み状況等を、

具体的に掌握するためにアンケート方式での「教務職員現況調査」を行った。

調査時点は、平成4年7月現在を基本とし回答の回収期限を平成5年7月16日(金)とした。調査事項は、教務職員の定員と現員の推移、職務内容、年齢別勤続年数状況、年齢別最終学歴状況、他職種への移動状況、定員削減状況、学内措置による採用資格基準の有無、国大協が示した指針による対応・検討状況の8項目である。

調査に、各大学の全面的協力が得られ、98大学中、教務職員を有する86大学のすべてから回答が寄せられた。

この調査結果をみると、教務職員は、旧7帝大、理工系部局に比較的多く、問題点も多い。昭和49年に行った同様の調査と比較すると、特徴的なことは、①昭和50年以後教務職員は全体として減少しているが、新設大学等では昭和60年まで教務職員数が増加していること、②事務従事者が減少し、研究実験等の従事者が増加していること、③高齢化、在職の長期化、助手への振替が進行していること、④高校卒等が減少し修士修了者が増加していること、等である。

本総会には「教務職員現況調査報告書(中間報告)」(資料10)を提出し、さらに、調査結果全体の総まとめを引き続き行うこととしている。

2) 教室系技術職員の専門行政職移行問題等について

平成5年6月に、報告書「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について(照会)』」に対する各大学の回答のまとめを作成し各大学に送付したが、その内容を踏まえつつ技術職員の専門行政職俸給表適用への移行問題、研修のあり方等についての検討を行っている。できれば、次回総会までに、これについての「提言」のよ

うなものを提出したい。

3) 要望書について

会務報告で、会長から報告があったとおり、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を関係省庁に提出し、その趣旨に則っての配慮方を要望した。

4) 全大教からの申入れを受け、10月4日(月)の小委員会後、阪上委員長及び田中委員が全大教の小山副委員長他4名と、教室系技術職員問題及び教務職員問題等について懇談した。

以上の報告について、若干の意見の交換があり、併せて、一部の大学長から、最近の大学改革等に関する事務量の増大に伴う事務系職員の増員の必要性について述べられた。

(4) 第5常置委員会(角田委員長)

1) アジア太平洋交流(UMAP)会議について

① 組織委員会について

第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議及びシンポジウムを、平成6年12月6日(火)～8日(木)、千里ライフサイエンスセンター(豊中市)において開催することとし、主催団体として、国大協、大阪大学の他に、公立大学協会、日本私立大学団体連合会の参加を得、第1回組織委員会が7月16日(金)に行われた。

委員長、副委員長、事務局長にそれぞれ、江崎筑波大学長、角田電通大学長、川島大阪大学教授、また、書記役に山澤一橋大学教授が就任することが決まった。UMAP小委員会をこれまでどおり第5常置委員会所属としながら、組織委員会の実行委員会的活動を行うものとし、公、私立関係2団体からはそれぞれ1～2名程

度これに参加してもらうことが決まった。

また、アジア太平洋大学交流（UMAP）会議組織委員会を正式名称とし、通称を UMAP-JAPAN'94組織委員会、英文名を UMAP-JAPAN Organizing Committee とすることにした。

② UMAP・WPについて

UMAP-JAPAN'94に先立ち、平成6年2月17日（木）、18日（金）の両日、UMAP・WP会議が、学士会館（神田）で行われることになり、国大協4名、公大協1～2名、私大連1～2名が参加する予定である。

③ UMAP小委員会について

神余大阪大学教授が黒沢大阪大学教授と交代し、私大連から谷岡大阪商業大学長が加わった。

シンポジウムは、4分科会に分け、I. 留学生の企業研修と産業協力、II. 交換留学の現状と問題点、III. 日本語教育の現状と大学交流への取り組み、IV. 大学としての国際交流への取り組みをテーマとすることとし、各分科会の担当世話人、パネラー、サブテーマなどを検討した。

なお、シンポジウムには、海外から50名、国内から150名の計200名が参加する予定である（資料11）。

2) 日豪大学間交流について

① 7月26日（月）～8月6日（金）、江崎筑波大学長を団長とする第2次訪豪大学調査団（9大学代表）が、アデレード大学、シドニー大学など10大学を視察、AVCC代表とも懇談した。

8月11日（水）開催の委員会において、江崎筑波大学長から総轄報告があり、法学、日本語、工学各分野の視察結果がそれぞれ報告され、豪大学に関する理解が深められた。

② 10月26日（火）～11月8日（月）、第2次訪日大学調査団が来日、大阪大学、九州大学など10大学を視察した。11月8日（月）には日・豪調査団と国大協代表との合同会議が行われ、調査結果に基づき意見の交換が行われた。

平成4年10月1日現在、わが国の15国立大学が豪大学と22件の交流協定を締結していたが、それ以降、締結済み4大学8件、進行中6大学6件の増となった。

3) 日米大学間交流について

① 日米大学長シンポジウムについて

日米双方の大学長による「大学と科学政策の改革」に関するシンポジウムを、国大協の主催により、彦根プリンスホテル、ミシガン州立大学連合日本センター（彦根市）において、I. 開発と環境保全、II. 基礎科学の研究とその技術的応用、III. 大学の存在理由と科学政策における役割の3本を柱に開催されることになり、このための実行委員会が組織された。委員長、副委員長、運営幹事はそれぞれ、江崎筑波大学長、角田電通大学長、尾上滋賀大学長が務める。

本会議には、ミシガン州の州立各大学長、米国のその他の大学長らを合わせて約15名、日本側からは、国立大学長、高等教育行政関係者、産業界代表等約40名の参加を予定して準備が進められており、会期を平成6年の夏から秋にかけての3日間として、米国側出席予定者と交渉中である（資料12）。

② カルコン（CULCON：Japan-United States Cultural and Educational Cooperation（Conference）一日米文化教育交流会議）の第16回会議において、「学部学生交流増大特に短期間の交流について、国立大学において格段に受入れ数を増大する」ことが合意された旨の報告が、5月開催の本委員会にあり、委員会は、豪大学

との学生交流の実態を参考にしながら、今後、この問題を検討することにした。その後、カルコンのWG（日米各3名）の委員として、角田第5常置委員長が就任することになった。

10月8日（金）に行われた第1回カルコンWG日本側委員打合せ会の報告があり、委員会では、日米大学間交流小委員会を設けて諸問題を検討し、米国側と対応することとした。とりあえず、小委員会（JUSSEP）を江崎筑波大学長、小坂岡山大学長、原田広島大学長、角田電通大学長、西村九州大教授で構成し、米国側（AAC—Association of American Colleges）の対応を見ながら、必要に応じて委員会を拡大させることとした。

また、上記の日米大学長シンポジウムでも、学部学生交流の増大についての討議を行うこととした（資料13）。

(5) 第6常置委員会（廣重委員長）

1) 授業料問題について

10月22日（金）開催の委員会において、新専門委員の佐藤國雄東京大学事務局長の紹介があったのち、廣重委員長から、前回開催の総会以後の本委員会の活動について概略説明がなされた。特に、9月中旬頃から活発化しつつある「国立大学の授業料の値上げ並びに学部別格差導入の動き」に対応するため、会長、副会長と語り、資料14のような「要望書」を作成し、急遽、関係省庁に陳情した経緯が報告され、了承された。

すなわち、10月5日（火）、吉川会長、井村・鈴木両副会長、廣重第6常置委員長、滝沢国大協事務局長が大蔵省齊藤事務次官、武藤主計局次長、安宅文部担当主査に面談し、次いで、10月6日（水）に吉川会長、滝沢事務局長が、文部省遠山高等教育局長、大蔵省田村文部担当主

計官に、10月13日（水）に大蔵省篠沢主計局長に面談して、まず、平成6年度概算要求に関連して、教育研究経費の増額、施設基準面積の改訂、科学研究費の増額等について陳情したのち、授業料のあり方について資料14の要望内容に沿って詳しく説明し、要望した。

大蔵省側の反応内容の主なものとは次のようであった。要望の趣旨は分かるが、国立大学が財政支出増のみを要求し、収入増を考えないのはいかがなものか。学生の8割を擁する私立大学とのバランスも考慮すべきではないか。たとえ学部間格差を導入しても、奨学金の増額や理工系の設備等の充実で対応できるのではないか。

これに対し国大協側からは、財政バランスの視点のみから国立大学の授業料を論ずることは、高等教育に対する国の政策・責任を放棄することである。欧米の先進国の例をみるまでもなく、国の基本政策を明示して対処すべきではないか。特に、経営形態の異なる私立大学とのバランスをとることは問題ではないか。また、学部間格差の導入は、学生の理工系離れを決定的なものとし、国の将来を危うくする。奨学金は貸与であり、これでマイナス面をカバーしえない、などの反論がなされた。

さらに、文部省北村学生課長から、文部省としての「授業料問題」への取り組み方の基本的スタンスについて説明があり、質疑応答がなされた。

2) 今後の活動方針について

「要望書」に盛られた趣旨を貫徹するためには、今後、必要に応じて幅広いキャンペーンを行っていく必要がある。たとえば財界の諸団体への働きかけ、マスコミの活用などである。

この際、国立大学の授業料の値上げの歯止めになるべき明快な指標を、早急に案出する必要

があることが確認された。

なお、マスコミへの働きかけについては、廣重委員長から、高知大学長の事例が紹介された。

(6) 学術情報特別委員会（太田委員長）

7月9日（金）、10月28日（木）の両日、委員会を開催し、I. 学術情報ネットワークシステムのソフト及びハード面の整備、II. 図書館固有の問題（建物、蔵書数、職員等）、III. 国立大学における複写に伴う著作権の問題、の3点の所管事項のうち、次の事項について審議した。

1) 国立大学附属図書館は、解決すべき幾多の問題を抱えており、7月22日（木）、国立大学図書館協議会が「学術情報システムの整備拡充に関する要望書」を関係各方面へ提出されている。これに掲載されている課題に関しては、既に、本委員会報告として前回の総会で述べたとおりであり、全面的に支援していきたい。

学術情報システムの整備拡充の他に、図書館の伝統的業務を遂行するうえで障害となっているいくつかの課題があり、本委員会では、第90回総会での議論を受け、問題のとりまとめを行い、実効ある方法で問題解決の努力をすることにした。

その第一歩として、蔵書100万冊以下及び100万冊程度の附属図書館について、当該大学長や当該図書館長などからヒアリングを行うことにし、7月9日（金）、小野和歌山大学長、安藤九州芸術工科大学長からそれぞれの附属図書館についての実情を伺った。

また、10月28日（木）の委員会では、福島大学、千葉大学、電気通信大学からも実情について伺った。あといくつかの大学についてもヒアリングを行う予定で、それに基づいて要点をまとめ、実効ある行動をしたいと考えている。

2) このため、特に、小委員会を設置し、今後の検討に備えることにした。委員には、村上山口大学長、清水東京大学附属図書館長、林山梨大学教授、浅野東京大学附属図書館事務部長が就任された。

3) 国立大学における文献複写に対する著作権の問題について、国立大学図書館協議会の文献複写に係る著作権問題特別委員会による報告書（案）「著作権使用に係る文献複写の実態調査」（平5.10.26）について、清水委員及び浅野専門委員から説明があり、これに対して、質疑応答が行われた。また、同協議会で附属図書館以外の研究室等における実態調査も、今回、併せて行われ、その説明があったが、本委員会の小委員会を中心に、さらに詳細な問題点の検討を行うことになった。

4) 文部省から上田学術情報企画官が出席され、平成6年度の関係予算案について説明があり、質疑応答が行われた。

5) 末松東京工業大学長、青野金沢大学長の退任に伴い、それぞれの後任に木村東京工業大学長、星莖福島大学長を推すことを決めた。

また藤野図書館情報大学副学長にも委員をお願いした。

(7) 医学教育に関する特別委員会

（吉田委員長）

7月19日（月）、10月25日（月）の両日、委員会を開催した。

国立大学医学部附属病院長会議常置委員会前委員長の金子敏郎千葉大学教授、国立大学病院の運営改善検討委員会委員長の鈴木章夫東京医科歯科大学医学部長及び厚生省医師需給の見直し等に関する委員会委員長の前川正国立学校財務センター所長の3氏を講師にお迎えし、①大

学病院における卒業臨床研修のあり方、②医療法の改正、特定機能病院への対応状況、③国立大学病院の医療関係経費の逼迫とその要因、④国立大学病院の運営改善検討委員会の検討状況、⑤厚生省の医師需給の見直し等に関する委員会の検討状況、⑥国立大学病院におけるコ・メディカル・スタッフの充実の必要性、⑦学部別授業料の問題、などについて検討した。

いずれも重要な課題であり、医学教育の面へも大きな影響を与えるものである。しかし、いずれも関係機関での審議が進行中であるので、本委員会としては、これらの状況を見守りながら、検討を継続していく所存である。

(8) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

7月29日(木)に委員長を開催し、次の事項について審議した。

1) 前回の審議に引き続き、教養教育の諸問題、特に、教養教育の改革と将来展望について意見の交換を行った後、本委員会における「今後の審議の進め方」について審議した。

2) 本委員会としての今後の審議の進め方に関わり、大学設置基準の大綱化に伴う各大学における教養教育のカリキュラム、実施体制等の改善について、その現状を把握・認識する必要があることから、それに関するアンケート調査をすることとした。

3) 本委員会の専門委員が、堀勇夫山形大学教授から石黒満山形大学教授に交代した旨了承した。

(9) 教員養成制度特別委員会(蓮見委員長)

近年、児童生徒数の減少に伴う教員採用の急減傾向も一つの要因になって、教育学部学生の

教員就職率が低下し、学生の教職志向に動揺がみられるなど、教育界における優れた人材の確保に関わる見逃すことのできない問題が生じている。また、こうした状況の中で、教育学部が教職を選ぼうとする学生に対して、その期待に十分に答える教育を行っているのかという点についても、あらためて、問いかげがなされている。かかる状況は、教育学部の今後の整備・充実の方向にも、重要な影響を与えるものとなっている。

このような教員養成・教員需給等の、教育学部に関わる重要な問題を検討するために、本委員会では、平成5年1月以降、各大学その他の協力のもとに、①各大学における教員養成のための教育に関する実態と意見の調査、②各大学における教員就職状況の把握、③教育学部の学生約5,000名に対する教職に関する意識調査、④都道府県(政令指定都市を含む)教育委員会に対する教員需給の実態に関する調査、などを実施し、現在、その集計整理を進めながら、併せて、教員養成に関わる制度的・構造的な問題についての検討を重ねている。

それぞれの調査においては、各大学・学生・教育委員会等の協力により、分析を行うのに十分な数の回収を行うことができ、多くの貴重な資料と重要な知見を得ることができた。実施にあたって、会員大学の格別のご協力を賜ったことに感謝したい。

これらの調査のうちで、教育学部学生を対象として行った教職意識調査は、若者たちの教職への志向や教育学部の教育についての彼らの意見を端的に知るうえで重要な資料になると思われるので、取り急いで集計し、中間報告「教育学部・教育学部学生の教職への意識と意見」として取りまとめた。今回、国大協事務局のご配

慮により、これを特に印刷することができたので、現在の問題状況の把握と今後の整備・充実を図るため資料として活用していただくべく、会員大学、特に、教育学部の全教官に配布、提供することとした。

この中間報告の概略は次のとおりである。

- 教育大学・学部にも必ずしも全員教員志望の学生が入学している訳ではない。
- 志望決定の時期が早い者ほど教育学部志望が強い。
- 志望動機としては、教員に向いていると考えて志望した者より合格可能だからと考えてきた者が多く、女子は教員に向いているという動機は少ない。
- 大学への満足度はまあ満足を含めると70%である。
- 満足の理由は友人関係が多く、不満足の理由は、授業に集中している。
- 教育実習は教職意識に大きな影響を与え、とくに女子の半数は教育実習により教職に対する消極的方向への変化をしている。
- 今後、教職の魅力回復、教育の改善充実、教育大学・学部の在り方を抜本的に考える必要がある。

委員会では、今後、中間報告についての会員大学の関係者のご意見などをも集約しつつ、今回行った一連の調査の集計分析を進めて、教員養成及び教員需給をめぐる現状把握と今後の方向についての総合的な報告書を作成していく予定である。

(10) 大学院問題特別委員会（武藤委員長）

10月21日（木）に調査専門委員会を、10月25日（月）に本委員会と調査専門委員会の合同会議を開催し、次のようなことを審議した。

1) 本委員会は、国立大学の教官を対象として、国立の大学院の現状及び今後のあり方等に関し、アンケート調査を実施することを計画しており、上記の会議では、これまでの審議に引き続き、その調査項目等について検討を行った。

今後、さらに検討をしたうえで、近く調査用紙を各大学に配付することを予定している。調査対象人員は助手以上の教官5万人以上となるが、数多くのデータを引き出せるよう考えたい。

2) 調査専門委員会の委員については、脇本岡山大学教授が早津岡山大学教授に交代し、あらたに、齋藤新潟大学教授及び中村新潟大学事務局長が加わり、さらに調査専門委員会の委員が全員、本委員会の専門委員を兼ね、本委員会の審議に出席することとした。

(11) 生涯学習特別委員会（太田委員長）

7月22日（木）、10月29日（金）の両日、委員会を開催し、主として、次の事項について審議した。

1) 本委員会編の報告書「国立大学と生涯学習」（平成5年5月刊）の内容について意見の交換を行ったが、ほぼ全般に及ぶ議論の中で、全国ネットワーク（個々の大学の他に類例のない優れた研究を系統的に学習する機構など）や新しくリカレントモデル地区に指定されたところ、あるいは、新しく生涯学習教育研究センターを設置予定の大学などについての説明が注目をひいた。

2) 会員大学の現状と問題点については、室蘭工業大学、岐阜大学、広島大学などから活発な意見が出された。また、文部省の岡本課長補佐から、国立大学の生涯学習に関しては、個々の大学独自で固有のカラーを出し、議論のうえ

決め実行していくのが基本であるという明快な見解も述べられたが、地方や学習側（市民、企業など）のニーズの汲み上げもあり、深い配慮が欠かせない。大学で決めたテーマでは、テーマごとに学習者の人数が極端に変わることもあるし、大学では、社会人入学者の数は聴講生以上でないという報告もあった。なお、学協会との連携、放送大学や他の大学との協調など検討すべき課題である。

3) 5月26日(水)の第23回生涯学習審議会総会では、国立大学と生涯学習について、太田生涯学習特別委員長がほぼ1時間にわたって説明し、質疑応答を行ったことは、既に、前回の総会でふれたが、引き続き検討すべき問題として、①国立大学間や私立大学との連携、②社会人の大学へのアクセスで特別選抜方法をどのようにすべきかの再検討、③国立大学の附属研究所の生涯学習への参画などがあげられる。

4) 10月29日(金)、松井東北大学大学教育開放センター所長及び武田徳島大学長からそれぞれの大学における活動状況や問題点についてヒアリングを行った。要旨は次のようである。

両大学とも、大学開放センター（徳島大学、昭61設立）、教育学部大学教育開放センター（東北大学、昭48設立）をもつ生涯学習先進大学であり、多彩な活動を展開しているが、今後の問題点を列挙すると、たとえば①研究スタッフ、国際協力などの資金確保、②地方との緊密な協力関係(奨学寄附金制度の活用など)、③研究機関としての社会的認知などである。

また、東北大学のセンターで実施しているラジオ、テレビによる講座は、各部局の中核となる教官を選任して企画し、東北地方では、欠くべからざる教育機関の一つとなっている。

いくつかのヒアリングを踏まえ国が生涯学習

についてどのような姿勢を持っているか、実質を伴う支援があるか等を調査し、本委員会の今後の役割を慎重に検討していきたい。

2. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後、今総会までの間に開催された各地区学長会議の状況を各当番大学から報告願いたい旨述べられ、それぞれ次とおり報告があった。

(1) 東北地区（新野秋田大学長）

10月4日(月)、5日(火)の両日開催し、①国立大学の地方移管や資金援助、授業料の問題、②大学と地域との連携・協力及び生涯学習への取組み状況、についてそれぞれ意見の交換を行った。

また、定員削減からの除外や教官の待遇改善について要望することとした。

(2) 関東・甲信越地区（江崎筑波大学長）

10月15日(金)に、お茶の水女子大学と共催で開催し、大学の個性化、多様化、国際化、大学の役割等を含め、広い意味での国立大学の活性化について意見の交換を行った。

(3) 東海・北陸地区（神野福井大学長）

11月4日(木)、5日(金)の両日開催し、地域社会との連携について、主として学外者の意見を大学の運営に反映する方法、制度について意見の交換を行った。

また、大学開放事業の実施状況について承合を行った。

(4) 近畿地区（浅野和歌山大学長）

11月4日(木)に開催し、国立大学の授業料、

地方への移管問題、について意見の交換を行った。

(5) 中国・四国地区（武田徳島大学長）

10月19日（火）、20日（水）の両日開催し、事前にアンケート調査を行ったうえで、①教養教育の改善、②大学における生涯学習への対応等についてそれぞれ意見の交換を行った。

3. 入学者選抜について

会長から、平成9年度からの入試の出題教科・科目について、第2常置委員会委員長からご報告いただくまえに、高校の教科・科目改訂の趣旨及び要点について、文部省の富岡高等学校課長から、また、これに対する大学入試センターの対応について、大学入試センターの高橋所長、坂元副所長から伺うことにしたい旨述べられ、それぞれ説明等があった。

(1) 新高等学校学習指導要領の概要等について

富岡高等学校課長から、概ね次のような説明があった（配付資料）。

1) 高等学校教育の多様化・個性化・弾力化について

高等学校への進学率が96.2%に達する一方、生徒数が減少していく中で、多様な生徒の実態に対応し、各学校が生徒のそれぞれの個性を最大限伸長させるため生徒の学習の選択の幅を拡大するとともに、多様な特色ある学校づくりを行うことが進められている。

平成3年4月の第14期中央教育審議会答申においては、高等学校教育の改革について、生徒の個性の伸長や学習の選択の幅を拡大するなどの観点から、広範な領域にわたり、種々の改善

方策が提言され、それに基づいて、①教育課程の弾力的編成、②総合学科の創設等学科制度の再編成、③単位制高校等履修形態の弾力化、④新しいタイプの高等学校の奨励、⑤高校入学者選抜の多様化・多元化が図られている。

2) 新高等学校学習指導要領の概要について
今回の平成6年度から適用される指導要領の改訂の基本方針は、①心豊かな人間の育成、②基礎・基本の重視と個性を生かす教育の充実、③新しい学力観に基づく学識だけでない意欲、判断力その他の能力の重視育成、いわゆる自己教育力の育成、④文化と伝統の尊重と国際理解の推進の4点である。

具体的には、①多様な教科・科目の開設により、普通高校での従来の8教科45科目を9教科62科目とし、②生徒の選択幅の拡大により、多様な生徒の実態に対応する教育課程の編成を行った。

各教科の改訂に応じ、教育が多様化し各高等学校が一色でないことをご理解いただき、大学でも入試及び教育について適切な対応をお願いしたい。

(2) 大学入試センター試験の出願状況等について

高橋大学入試センター所長から、平成6年度大学入試センター試験の志願者数について過去最高の約53万1千人に達した旨報告があった後、坂元副所長から、「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」について、改訂される出題教科・科目について詳細な説明があったほか、次のような説明があった（配付資料）。

1) 平成元年3月15日付けで告示された新しい高等学校学習指導要領による高等学校での学

習が、平成6年度の1年生から学年進行で始まる。

2) このことから、平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等を改訂することとし、昨年6月に公表した「基本的方針」に基づき、大学、高等学校、教育委員会等の関係者による「大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会」において詳細な検討を行ってきた。

3) 新指導要領においては、多様な教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修ができるよう、教育課程編成にあたって配慮すべきことが重視されている。さらに、総合学科など多様な高等学校の設置が進められ、生徒の能力・適性・興味・関心、進路等に応じた多様な教育課程の編成が、今後、一層進む状況にある。

4) センター試験は、高等学校教育と大学教育の接点にあることから、双方の多様化に対応する必要がある。この観点に立って、出題教科・科目等については、高等学校教育に及ぼす影響に配慮しつつ、同時に、各大学の多様な入学者選抜に応ずる資料として十分機能するよう配慮した。

5) 具体的には、○社会科が地理・歴史と公民の2教科に分かれたこと、○必修科目は出題すること、○学部での学習に必要な能力をみるため現行の試験より水準低下を齎さない試験であること、○職業学科、総合学科等の生徒への配慮も行うこと、の考え方により出題科目を用意し、出題教科・科目を現行5教科18科目から6教科31科目に増やすこととし、そのうち、外国語について「中国語」を、専門教育科目について「情報関係基礎」をそれぞれ新たに出題することとした。

6) 今後、この「中間まとめ」についての各

方面の意見を参考とし、必要な調査等も行いつつ、さらに詳細な検討を行い、平成6年夏までには最終的に結論を得る予定である。

(3) 第2常置委員会(加藤委員長)

7月5日(月)、27日(火)、10月14日(木)に専門委員会を、8月3日(火)に本委員会を、10月20日(水)に本委員会及び入試改善特別委員会との合同委員会をそれぞれ開催した。

本委員会では、主として次の事項について審議した。

1) 「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」に対するアンケート調査について

平成元年に改訂された新高等学校学習指導要領に基づき、平成6年度から高等学校の教育課程が学年進行で改められ、平成9年度からの大学入学者選抜が、この新教育課程の履修者を対象とすることに伴い、大学入試センターでは、平成5年6月に標記の「中間まとめ」を公表した。

国大協としては、この「中間まとめ」に対する各国立大学の意見を取りまとめ、大学入試センターに回答することとした。

今回の「中間まとめ」に対するアンケート調査については、全体構成といくつかの基本的内容の問題点について、出題についての意見及び利用する場合の意見について、対象国立大学95大学346学部について実施され、回収率は100%であった。

「中間まとめ」の全体構成については、65%が賛成の意見であったが、構成の一部についての意見が24.5%、その他の意見が7.6%あった。

各教科・科目については、「アンケート調査集計結果」及び「アンケート調査結果意見(集約)」

のとりの意見があった。

なお、このアンケート調査の結果は、本委員会として、さらに分析・検討を重ねることとしたい。

2) 追加合格者決定業務に関する件について

平成6年度国立大学入学者選抜の追加合格者決定業務の際に必要な各国立大学の入学手続き状況に関する情報交換取扱要領を、恒例に従って取り決め、公立大学協会の了承を得たので、各国立大学に通知した。

以上の報告について、意見の交換が行われ、主として、「理科」の選択について、概ね次のような意見があった。

- 「理科」を2グループにまとめて選択の幅を狭めるのは、大学教育での必要性和高校の理科教育への影響を考えると望ましくない。特に従来どおり「物理」と「生物」受験の組合せを可能にしておくべきではないか。
- 日程と身障者の取扱いを踏まえて、可能な限りの組合せを増やす方法があるのではないか。
- 組合せを増やすことよりも、2次試験での教科・科目で考えてみてはどうか。
- 「理科」の組合せが減ったのは、「社会」が2教科に分れたせいもある。本当に「社会」を2グループに増やす必然性があるのか。

(4) 入試改善特別委員会(井村委員長)

10月20日(水)に委員会を開催し、「国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領等」及び「国立大学の入学者選抜方法の改善」の2件について、それぞれ審議した。

- 1) 国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領等について

平成7年度の入学者選抜第2次試験は、平成6年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」により実施することが前回の総会において承認されたので、平成6年度に準じて実施要領等の本委員会としての原案を作成し、その原案を8月5日付けをもって各国立大学長に送付し、意見があれば9月30日(木)までに回答されたい旨照会したところ、3件の意見・要望が寄せられたので、それらの内容について検討した結果、次のとおりとさせていただいた。

寄せられた意見等の第1は、「前期日程」試験合格者の入学手続締切期日を、一日繰り上げて3月13日にできないものかとの要望等であるが、「前期日程」の合格発表日を期限最終日の3月10日とした場合、その入学手続の期間は土曜、日曜を除いて最低2日間は必要であろうとの配慮から、平成7年度の場合、3月14日(火)を入学手続締切日としたものである。また、このことは、平成6年度の場合も同様である。

第2は、入試期日が、土曜、日曜、祝日に重なることが多く、週休2日制が実施されている現状の中、余裕ある業務が遂行できるように、今後、日程の改善をお願いしたいという要望である。この件については、入試日程に余裕を持たせるべく、目下、本委員会で検討しているところであるが、入学試験は、大学にとって社会的に重要な業務であるため、代休措置をとるなどのご努力をお願いしたい。

第3は、第2次試験出願受付の期間及び大学入試センター試験成績請求・提供の期間の変更をお願いしたいという要望である。この件については、ご要望に沿って、第2次試験出願受付の期間を1日増やし「1月23日(月)から2月1日(水)まで」に、また、大学入試センター試験成績請求・提供の期間を1日減らし「2月

2日(木)から2月10日(金)まで」に、それぞれ変更することとした。

以上の結果、原案を一部修正した実施要領等の最終原案(資料17)を、本総会に付議するものである。

2) 国立大学の入学者選抜における現行の「連続方式」と「分離分割方式」の統合についての基本方針について

平成4年11月に実施した「国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」の結果並びに連続方式のB日程が9大学13学部へ減少し、連続方式の本来の意味が失われていること等を踏まえ、分離分割方式への統合について審議し、その基本方針(素案)を作成したが、その後11月5日の理事会の審議等を経て(資料18)の基本方針(案)を得た。本案は、統合の時期を平成9年度とするほか、①全大学・学部が、「分離分割方式」を採用することを基本方針とする、②募集人員が10名以下の募集単位等幾つかの条件を満たす場合には前期又は後期のみの試験実施の例外を認めるというものであり、この原案を本総会に付議するものである。

以上の報告と協議について、意見の交換が行われた後、会長から、「国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領等(案)」、「国立大学の入学者選抜における現行の『連続方式』と『分離分割方式』の統合についての基本方針(案)」の2件について諮られ、前者については、異議なく承認され、後者については、「2の(2)の①教員養成学部の小学校教員養成課程・中学校教員養成課程」を、「2の(2)の①教員養成学部の小学校教員養成課程・中学校教員養成課程等」と修正したうえで、承認された。

4. 当面の諸問題について

会長から、主に国立大学の授業料問題(学部間格差の導入)、地方移管問題についてご意見を伺いたい旨述べられたのち、概ね次のような意見の交換が行われた。

(1) 授業料問題について

- 国大協として、統一された見解を持つことが必要である。
- アピールの方法としては、各大学で、地元代議士に話すことはかなり有効であると思われる。
- 平成6年度には国立大学の入学金と検定料が値上げされるが、平成7年度の授業料値上げ及び学部間格差の導入は、断固反対しなくてはならない問題であり、いたるところで反対の声を上げることが必要と考える。国民の世論を反対に持っていくことが一番効果があると思われる。
- この問題は、長い間大学側の対応が遅れていたことに原因がある。もっと早くから、大学教育の重要性を訴えるべきだった。この問題には、日本の社会的構造の矛盾も関わっているため、相当の覚悟をもって臨まなければ解決することはない。固定した論理ではなく、その場に応じて論理を組替えながら行く必要がある。
- 医学部などでは、授業料の他にも、教材費等に多額の出費を要する。
- 先程の授業料についての要望書の「科学技術立国としての」の表現は語法上の問題であるが、それは別としても現代の文科科学軽視の傾向は日本の将来にとって危険だと思う。

(2) 地方移管問題について

- 国立大学の地方移管論や地方分権論が安易に出ているが、明治以来の日本近代国家の統

一性の価値を見失っている。国立大学を潘校にしてはならない。

以上をもって本日の議事を終了した。

第93回総会（第2日）

日 時 平成5年11月18日（木） 10:00~12:00
場 所 学士会館（神田）210号室
出席者 各国立大学長

1. 当面の諸問題について

会長から、昨日に引続き授業料問題についてご議論いただきたいが、まず昨日配付した資料「国立大学の授業料の在り方」の文面等について、昨日の総会でのご意見をもとに一部修正したので、これについてご審議願いたい。資料は今夕の記者会見で配布する予定である旨述べられ、引続き井村副会長から口頭で修正部分について説明があったのち、各委員から次のような意見があった。

- 「医歯系においても医師、歯科医師に収入優先の傾向を助長し」の部分、それを国立大学として自認しているようで一般に逆手にとられかねないので不適當である。
- 医学部の教育は経費が他学部よりかかるが、その大半は附属病院での臨床教育のためであり、病院の運営の問題として考えるべきであり、それを直接授業料値上げに結びつけるのは納得できない。
- 財政当局は国家財政の収支の均衡を理由に増収を図るため、受益者負担を打ち出し、授業料値上げを考えているが、本来、教育にかかる費用は社会保障費と同様収入と支出を切り離して考えるべきである。このことについて国民に納得して貰えるような根拠を考える

必要がある。

- 今回、従来どおり要望書を出すことは勿論だが、反対するには理論構築を緻密にすることが必要である。同時に具体的に行動し、社会に訴え世論を味方につけることが一番必要である。
- 受益者負担は最近の風潮であるが、受益者とは学生のみならず社会や日本国家全体と言える。日本では国立大学は国費により、私立大学は寄付により授業料を安くしていくことが必要だが、欧米に比べその意識が成熟していない。昔は社会が大学の価値を認めていたが、戦後これが崩れた。今後はこれを確立していく必要がある。
- 我が国の出生率は減少が続いており、将来日本の国力の衰退が憂慮される。この原因の一つとして教育費、養育費の負担増加が子どもの産み控えを招くことが調査によって明らかになっており、授業料値上げはこれに拍車をかけることが懸念される。人口減少に歯止めをかけるため育児休業等の制度が国の政策として行われつつあり、授業料値上げの考えはこれに逆行している。授業料値上げは行うべきではない。
- 私立大学の高等教育における役割りは無視できず、国立大学の授業料は別だという考え

方は通じない。私学とともに戦う姿勢がないと、長い目でみて我々の目的は達成しえない。私学の授業料が高すぎるのであり、教育立国を目指す国策として、私学を含め全体的に大学の授業料を抑制すべきである。

- 授業料の学部間格差導入は大学院の授業料にも影響を与える恐れがあり、学内の他学部聴講等についてトラブルの原因にもなりかねない。
- 具体的に世論を味方につける方策として、政界、関係省庁等官界、新聞社への投稿、意見広告等マスコミ関係、経団連等経済団体、医師会、学術会議、各種審議会等種々の団体、高等学校、大学内の会議、学生の父母等に授業料値上げ反対を訴えていく必要がある。
- 特別委員会又は小委員会を作り、今後の運動を進めていくための基本的な高等教育の在り方を長期的に検討することが必要ではないか。

以上の意見交換ののち、昨日配付した「国立大学の授業料の在り方について」の文面修正が承認され、今後の対策について次のとおり了承された。なお、記者会見で上記資料を配付するとともに、口頭で補足する部分についても廣重第6常置委員長から説明があった。

①会長、副会長、第6常置委員長を中心に授業料の問題について対外的に訴えていく。

②各地区の次期当番校が世話役となり、地域のマスコミに本問題について投稿するなど世論に訴える。

③長期的には、第1常置委員会を中心に高等教育の在り方を検討する。

2. 第94回総会の日時・場所について

会長から、次回の総会は平成6年6月14日、15日の両日、事務連絡会議は6月17日に開催する旨述べられ、了承された。

3. 退任学長に対する謝辞について

会長から次回総会までに退任予定の次の方々に対し謝辞が述べられ、退任される学長から挨拶があった。

太田時男学長（横浜国立大学）

山崎高應学長（富山医科薬科大学）

安藤由典学長（九州芸術工科大学）

松浦啓一学長（佐賀医科大学）

角田 稔学長（電気通信大学）

巽 友正学長（京都工芸繊維大学）

光永公一学長（大分大学）

以上をもって第93回総会を終了した。

第60回事務連絡会議

日 時 平成5年11月19日（金） 10：00～14：20

場 所 学士会館（神田）210号室

出席者 各国立大学事務局長

（大学入試センター）森副所長

（文部省）工藤大学課長、野角政策課長

初めに、滝沢事務局長から、事務局長就任の挨拶を兼ね開会の挨拶があったのち、会長から次のように挨拶があった。

事務局長各位におかれては平素より大学運営にご尽力を賜り、この機会に学長側を代表し厚くお礼申し上げます。

昨日及び一昨日総会が開かれ、無事終了した。入試関係については、第2次試験について、現行の「連続方式・分離分割方式併存制」を平成9年度から「分離分割方式」へ統合することが合意された。また、授業料問題については、国立大学の授業料が昭和50年度から現在までに11.4倍も値上げされている状況を踏まえ、今後は、私立大学も含めて授業料は抑制されるべきであり、特に、医歯系、理工系の授業料に格差を設けることは認めがたい、また、高騰する教育費の家計への圧迫が続くと、ますます出生率を減少させ、その結果将来のわが国の活力を衰退させるおそれが強い、という趣旨の见解をまとめ、授業料抑制の緊要性を機会を捉えて各方面に要望することとしたので、各位のご理解を賜りたい。

以上のような挨拶があったのち、片山事務局次長より配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

I 総会状況報告

1. 会務報告

滝沢事務局長より、別紙資料「第93回総会会務報告」等に基づき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。

(1) 要望書の提出について

1) 去る6月の第92回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、去る7月1日、吉川会長、第4常置委員会の阪上委員長、羽田専門委員及び平間事務局長が人事院、文部省を訪れ、人事院総裁、文部大臣ならびに各関係官に同要望書を提出、その実現方を要望した。

2) 去る6月の第92回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る9月27日に、第4常置委員会の阪上委員長、田中委員、羽田専門委員及び滝沢事務局長が関係省庁に赴き、大蔵大臣、総務庁長官、文部大臣ならびに各関係官に同要望書を提出し、その完全実施を要望した。

3) 去る6月の第92回総会において、会長及び第6常置委員会委員長に一任された授業料問題の取扱いについては、専門分野別の授業料設定及び増額改訂が検討されていると伝えられたので、急遽、両副会長と第6常置委員会委員長と協議して「国立大学の授業料の在り方について(要望)」を取りまとめ、10月5日以降教次にわたって大蔵省、文部省の関係官に提出面談の上、その取扱いについて慎重な配慮を要望した。

(2) 国公立大学入試問題連絡協議委員会について

去る10月27日、国公立大学入試問題連絡協議委員会が開催され、井村副会長(入試改善特別委員会委員長)、加藤第2常置委員会委員長及び滝沢事務局長が公立大学協会の石井副会長(高崎経済大学長)及び山住入試制度委員会委員長(東京都立大学長)ほか関係者と入学者選抜方式について協議した。

(3) 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申し入れにより、去る10月4日、第4常置委員会の阪上委員長及び田中委員が全大教の小山副委員長ほか数名と会い、主として技術職員問題について懇談した。

2. 議事概要

滝沢事務局長より、総会における議事概要について、別紙配付資料をもとに次のように説明があった。

(1) 各委員会の委員長報告と協議について

前回総会以後の各常置委員会及び各特別委員会の審議状況について各委員長より報告があった。なお、第2常置委員会及び入試改善特別委員会が担当する入試関係の問題については、「各委員会報告」とは別議題として扱われ、総会第1日目の午後、協議が行われた。以下、第1常置委員会から順次ご報告したい。

1) 第1常置委員会

全国知事会府県政懇談会等で、「地方分権」と絡んで議論されている国立大学の府県移管問題について、問題点等を検討するとともに国大協としての対応を協議した。

2) 第2常置委員会

大学入試センターの「平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」に対する各国立大学の意見を取りまとめることとし、「中間まとめ」について各大学宛アンケート調査を行い、その集計結果を報告した。

3) 第3常置委員会

国立大学の厚生補導施設の問題を検討するため、福利施設、課外活動施設、学生寄宿舎等について、現状、問題点、整備計画等について各大学宛アンケート調査を行い、調査結果について「中間報告」をまとめた。

平成6年度就職協定の取扱いについては、去る10月28日開催の就職問題懇談会で協議し、平成6年度についても平成5年度と同様とする方針を確認した。近く開催される就職協定協議会

(企業、大学側の代表で構成)世話人会で協議のうえ最終的に決定される。

4) 第4常置委員会

教務職員問題について、各大学のその後の取り組み状況等を把握するため、各大学宛「教務職員現況調査」を行い、調査結果について「中間報告」を行った。

教室系技術職員の専門行政職移行問題については、平成5年6月にまとめた〔「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について(照会)」に対する各大学の回答のまとめ〕を踏まえつつ、引続き、技術職員の専門行政職俸給表適用への移行問題、研修のあり方等を検討している。

5) 第5常置委員会

第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議及びシンポジウムを1994年12月6日から12月8日にかけて、大阪府豊中市の千里ライフサイエンスセンターで開催する。国大協、大阪大学のほか、公立大学協会、日本私立大学団体連合会参加のもとに組織委員会を設け、諸準備をすすめている。また、UMAP会議に先立ち、明年2月17日、18日の両日、UMAPワーキング・パーティ会議を学士会館(神田)で開催する。

日豪大学間交流については、本年7月26日から8月6日にかけて第2次訪豪大学調査団(9大学代表)が豪州10大学を視察、また、豪州から10月26日から11月8日にかけて第2次訪日調査団が来訪し、国立大学等10大学を視察された。

日米大学長シンポジウムを国大協主催、滋賀大学を世話大学に来年夏過ぎ、滋賀県彦根市で開催する。「大学と科学政策の改革」をテーマにアメリカ側から学長等15名程度、日本側からは国立大学長のほか、高等教育行政関係者、産業界代表等約40名の参加を予定している。

また、第16回カルコン会議で、「日米学部学生交流増大について、特に、国立大学への学部学生受入れの増大」が合意されたことなどを踏まえ、日米双方に小委員会を設けて学部学生交流の問題を具体的に検討していくこととなり、日本側は、第5常置委員会の下に小委員会を設けて対応することとした。

6) 第6常置委員会

国立大学授業料の専門分野別授業料の設定及び増額改訂の動きがあると伝えられたので、急遽要望書を取りまとめ、大蔵省、文部省の関係官に提出し、慎重な取扱い方を要望した。

今総会では、授業料問題について特に多くの時間を割いて討議し、国立大学の授業料の在り方について、国大協としての見解を取りまとめるとともに、今後、報道機関への投稿等を含め、政界、財界等にも機会を捉えてこの趣旨が理解されるようアピールしていくこととした。

7) 学術情報特別委員会

国立大学附属図書館が抱える諸問題について検討するため、手始めに蔵書100万冊未満の幾つかの附属図書館について、学長や附属図書館長からヒアリングを行っている。引続きヒアリングを行い、それらを踏まえて問題点等を整理したい。

また、国立大学における文献複写に対する著作権の問題について、国立大学図書館協議会の文献複写に係る著作権問題特別委員会による、全国の国立大学附属図書館における「著作権使用に係る文献複写の実態調査」報告書（案）及び抽出調査による「研究室等における文献複写利用実態調査」報告書（案）について説明をきき、意見交換した。

8) 医学教育に関する特別委員会

前回総会以後、2回委員会を開催し、国立大

学医学部附属病院長会議常置委員会前委員長の金子敏郎千葉大学教授、国立大学病院の運営改善検討委員会委員長の鈴木章夫東京医科歯科大学医学部長及び厚生省医師需給の見直し等に関する委員会委員長の前川正国立学校財務センター所長を招き、①卒後臨床研修、②医療法の改正、特定機能病院、③国立大学病院の医療費未払い、④国立大学病院の運営改善検討委員会の検討状況、⑤厚生省の医師需給の見直し等に関する委員会の検討状況、⑥国立大学病院におけるコ・メディカル問題、⑦授業料問題、等について説明をきき、意見交換した。

9) 教養教育に関する特別委員会

教養教育の改革と将来展望について意見交換を行うとともに今後の審議のすすめ方を協議した結果、大学設置基準の大綱化に伴う各大学における教養教育カリキュラム、実施体制等の実状について各大学宛アンケート調査を行うこととした。

10) 教員養成制度特別委員会

教員養成が直面している問題について検討するため、①各大学における教員養成のための教育に関する実態と意見の調査、②各大学における教員就職状況の把握、③教育学部の学生（約5,000名）への教職に関する意識調査、④都道府県等教育委員会への教員需給の実態に関する調査、を実施した。これらの調査のうち、教育学部学生への「教職意識調査」の結果について、取り敢えず「中間報告」をまとめた。

11) 大学院問題特別委員会

国立大学教官への悉皆調査として、予て「国立大学大学院の現状及び今後のあり方」についての調査票の取りまとめをすすめてきたが、間もなく成案を得る見通しとなった。

12) 入試改善特別委員会

入試改善特別委員会として取りまとめた「国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領等(案)」に対し寄せられた3大学からの意見等及びこれを踏まえての修正点等についての説明、並びに「国立大学の入学者選抜における現行の『連続方式』と『分離分割方式』の統合についての基本方針(案)」について井村委員長から説明があり、審議の結果、いずれも承認された。

13) 生涯学習特別委員会

国立大学における生涯学習について、生涯学習特別委員会委員の所属大学からそれぞれ現状と問題点について意見交換するとともに、本委員会所属大学以外に東北大学及び徳島大学からヒアリングを行った。

(2) 各地区国立大学長会議の状況報告

前総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議における審議の様相について各地区世話大学長よりそれぞれ報告があった。

(3) 当面する諸問題について

総会第1日目午後及び第2日目午前中、国立大学の当面する諸問題について、授業料問題及び国立大学の府県移管問題、等について意見交換が行われた。

以上で総会の議事を終了し、第2日目の午後1時30分から4時15分頃まで文部省幹部を交えての学長懇談会が開催された。

以上をもって、滝沢事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

II 大学入試センター連絡事項

森大学入試センター副所長より、大学入試センター試験に関する次の事項について配付資料に基づき説明があった。

(1) 平成6年度大学入試センター試験の志願者数について (平成5年11月9日現在)

- ・ 志願者数は約53万1千人(昨年比べて約1万8千人増加)で、過去最高となった。
- ・ 志願者の増加に伴い、幾つかの試験地区について試験場の増設をお願いしたい。
- ・ 現役及び既卒者の志願率はそれぞれ63.1%、36.2%であり、いずれも前年度とほぼ同じであった。また、大検合格者等は前年度と同じ0.7%であった。
- ・ 志願の男女別比率は、男子67.1%、女子32.9%であり、対前年度の増加率は、男子が2.1%であるのに比し、女子は6.8%と大幅に伸びている。
- ・ 現役志願率は、昨年度の18.5%から20.2%と、過去最高となった。
- ・ 大学審議会より、「大学入試の改善に関する審議のまとめ(報告)」が平成5年9月16日付で公表されたが、その中で、大学入試センター試験については「基本的な枠組みは改変せず、ある程度永続的に実施するのが適当」とされている。
- ・ 大学入試センター試験の試験問題については、大学、高校関係者の間で、良質の問題が出されているとの評価をいただいている。

(2) 平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目等について

大学入試センターでは、平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目等についての「中間まとめ」について、目下、国大協はじめ各関係方面に意見を伺っている。寄せられたご意見を参考にしながら引続き検討し、来年6月頃までに最終的に取りまとめて公表したい。

(3) 情報提供事業について

1) ハートシステムによる大学進学案内について

全国531の大学から収集した大学情報をデータベース化して、ハートシステムにより、①志望大学の選択、②大学案内、③ハート速報、④入試案内、⑤編入学情報の5つのメニューで情報を提供しているが、ハートシステムの高校への導入状況は、平成5年10月現在、1,176校で、これは全高校6,003校に対し19.6%に当る。

2) 「大学ガイダンスセミナー」の開催について

適切な進学指導に資するため、大学関係者と高等学校関係者との直接のコミュニケーションを図る場として、6月から10月にかけて6地区で大学ガイダンスセミナーを開催した。

3) 「進学情報サービス室」の設置について

平成3年度に大分大学内に開設したのを皮切りに、これまでに北海道大学、大阪教育大学、名古屋大学の各大学に設置した。引続き広島大学、九州大学内に開設の予定である。

III 文部省からの連絡事項

文部省から関係官が出席し、概ね以下のような説明があった。

工藤大学課長

- (行政監察について) 総務庁では、来年1月から3月にかけて国立大学について行政監察することを予定している。大学改革の状況、臨調、行革審から指摘をうけた組織の見直し、改廃状況等を中心に監察が行われることになると思われる。対象となる大学には後日連絡するが、いずれにしても、監察にあつ

っては窓口を一本化し、大学として適確な説明、対応をしていただくようお願いしたい。

- (国立大学の地方移管論について) 全国知事会府県政懇談会がこの7月にまとめた報告の中で、国立大学の都道府県移管について言及されている。オーソライズされたものではないが、こういう動きがあることにご留意いただきたい。そして、国立大学は地方に目を向けているかとの反省に立って、地方文化の拠点としての国立大学の在り方を認識され、大学改革や教育研究についての大学の努力や実績を積極的に情報発信しPRに努めていただきたい。

- (経費の配分について) 学長裁量経費については、研究プロジェクトにとどまらず、本来の趣旨に沿って有効な執行をお願いしたい。また、高度化推進経費については、優れた教育研究実績をあげている大学院を中心に配分しているが、そこを拠点にして、他大学からの教官の参加ということも含めた有効な活用をお考えいただきたい。また、今年度新規に22億円を予算措置した教育設備特別整備費については、このうち約5億円相当は従来の学部等設備費の振替えであるので、この分は昨年までの実績によって配分し、あとの約17億円については教育面等の改善状況の調査表に基づいて重点的に配分することになる。

- (リフレッシュ教育の推進について) 社会人の大学受入れについて、社会人コースの開設などを含めてリフレッシュ教育体制を整える必要があり、大学と産業界との間でリフレッシュ教育問題を協議する場として、新たに「リフレッシュ教育推進協議会」を設置することとした。近く、その第1回の会議を開

催する予定である。また、国・公・私立大学・学部、大学院における社会人の受入れに関する情報をまとめ、ガイドブックとして刊行することになっている。

○（予算の執行について） 厳しい財政事情のもとでは限られた予算をどう使うかが重要である。予算執行にあたっては、メリハリを効かせた少い予算を生かす有効な執行をお願いしたい。なお、経常的経費の中でも旅費については特に厳しく抑えられているため、たとえば教官が学会出席を自費で賄うことも少なくないと聞く。諸々の会議の開催を含めて旅費の執行の見直しをお願いしたい。

○（補正予算について） 第2次補正予算案は近く閣議決定される運びと聞くが、その総額6千億円規模のうち、国立学校特別会計に約1,130億円が確保できる見込みである。これで当初予算、第1次補正と合わせて3千億を上回る施設設備費が確保できることになる。いずれ正式に示達するが、スムーズに執行できるように抜かりなくご準備いただきたい。

○（予算編成について） 平成6年度予算編成日程の見通しは不透明であるが、予算編成時の文部省への来庁は調整し、個別の概算要求事項についての教官の動きにも留意願いたい。

○（臨時増募の取扱いについて） 平成6年度の概算要求で初めて学生定員の臨時増募の減（5大学計170人）を行った。来年度以降の臨時増募減については来年年明けに行う各大学へのヒアリングの際併せてお尋ねすることになるが、基本的には、臨時増募は返していただき、特会全体の中で定員を必要とするところに再配置する方針であるので、ご理解賜りたい。

○（国際シンポジウムの開催について） 諸外国で活躍する著明な日本人学者等を招いての国際シンポジウム「大学における教育と研究」を開催することになった。来年1月10日、11日の両日、三田共用会議所（霞が関）を会場に、テーマを理工系に焦点を当てて会議を行う。なお、会議初日の模様を北大、東北大、名大、信州大、阪大、広大、九大の各大学を拠点に通信衛星放送でご覧いただけるようにしている。

○（入試業務について） 入試の受付業務などでの対応についてお願いしたい。昨年までの例では、大雪による交通機関の遅延とか郵便の遅配で締切時間に間に合わなかった出願の取扱いについて問題が生じたようであるが、本人の責任に帰せられないものまでも厳格に取扱うのではなく、受験生の立場に配慮し可能な範囲で柔軟に処理していただきたい。

○（文部省への研修生・転入者について） 各大学から文部省へ派遣される研修生又は転入者について、最近、減る傾向にある。前回もお願いしたことであるが、全国的視野に立って意欲ある人材の派遣・割愛をご配慮いただきたい。

以上の説明について、大学の管理運営と事務局長の役割について次のような発言があった。

○ 大学の管理運営は、教学組織と行政管理組織とが相互に補完し合う関係にある。事務局長は大学の行政管理組織の長として管理担当の副学長的地位にあり、高い行政的センスとリーダーシップが求められている。事務局長が大学経営の重責を担う存在であるとの気概をもち、事務局職員が力をつけなければなら

ないのは当然であるが、それについても事務局のステータスを高めるよう文部省も配慮願いたい。

野角政策課長

○ 教育上の例外措置について

平成3年4月の第14期中央教育審議会答申は、後期中等教育の改革について提言しているが、そのうち「特定の分野において特に能力の伸長の著しい者に対する教育上の例外措置」について専門的な調査研究を行う必要があるとし、高校生に①大学レベルの教育研究に触れさせる機会を与えること、②大学入学年齢制限の緩和を検討することの2点を提言している。この提言にもとづき、平成3年9月に調査研究協力者会議が設置され、主として①を中心に具体的実施方法を検討し、本年9月22日付で「中間まとめ」を行った。その内容についてご説明申し上げたい。

引続き、配付資料をもとに大要以下の説明があった。

○ 「教育上の例外措置」に関する基本的な考え方

・「意義・目的」

生徒一人一人の個性を伸ばすことが基本的な考え方。

・「対象分野」

当面「数学」及び「物理」

・「対象者」

特定の分野に特段に強い関心と意欲を持ち、並外れて個性的・独創的な能力の伸長を示すような高校レベルの生徒。

○ 「大学レベルの教育研究に触れる機会を与えること」について

当面重点的に促進すべき例外的教育機会の

提供として、たとえば次のようなものが挙げられる。

・大学等の正規の授業への受入れ

・大学等の教員による個別指導

・大学等の公開講座

・放送大学等

・民間団体・組織等によるセミナーや講座

○ 実地に事業を実施しながら実践的調査研究を行うことが必要

以上の「中間まとめ」についての説明に引続き、調査研究協力者会議の提言に基づき、「教育上の例外措置に関する実践的な調査研究」パイロット事業計画について、大要以下の説明があった。

大学や民間団体に委嘱し、高校生等に大学レベルの教育研究に触れる機会を提供する事業を実施する。大学については、国・公・私立大学合わせて8校を予定。

具体的事業としては、公開講座(100名程度)、科目等履修生(10名程度)、巡回指導(2カ所、30名位ずつ)、研究生等(2名)、等である。

このパイロット事業は、3年程度は継続して実施する予定。

以上の説明について、次のような質疑応答があった。

○ 特定の分野で特に才能ある生徒を見出せたとしても、入試というハードルを越えなければその生徒は大学に入れない。仮にインシユタイン型の才能を早期に見出しそれを大学として育てていくという観点に立てば、入試のあり方ということとも関わってくると思うが、協力者会議ではその辺も視野に入れて検討されているのか。

○ 「教育上の例外措置」は、あくまでも能力

の伸長著しい生徒がいた場合、どういふ教育的働きかけをすることがその生徒にとってのぞましいか、ということから発している。高校時代に才能ある生徒を大学レベルの教育に触れさせることがその生徒の才能をより伸ばす上でのぞましいと考えられるなら、大学と

して、いろいろな形でバックアップしようというのが趣旨であり、そのまま入学を想定しているものではなく、又、人材育成という意味で完結したものと考えているわけではない。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1 常置委員会

日時 平成5年10月21日(木) 10:30~12:10

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 金森委員長

清水、坪井、下沢、太田、武藤、内田、長倉、武村、尾上、村松、武田、岡市各委員

田中、天野、佐藤、糟谷各専門委員

金森委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに就任した滝沢源平国大協事務局長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 専門委員の交代について

委員長より、専門委員の佐藤次郎東京大学事務局長転出に伴う後任の専門委員として、佐藤國雄東京大学事務局長を委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

ついで、出席の同専門委員の紹介があった。

2. 21世紀に向けての国立大学のあり方

——最近の地方分権及び行政改革の議論をめぐって——

委員長より、概ね次のように述べられた。

前回の委員会では、小委員会を開き議題を整理した上で、委員会を開くことにしていたが、7月の新政権交代、それにつづく地方分権論のクローズアップ等もあって、国立大学の地方移

管問題が一部の知識人の中で取りざたされてきた。これについて議論してはどうかという会長、副会長の示唆もあったので、本日、あえて議題としてみた。臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申には高等教育機能の地方分散の推進が指摘されており、11月の総会には、この問題又は関連しての議論が行われることも考えられるので、その前に委員会として議論を行った上それを集約して委員会報告をしたいので、率直な意見をうかがいたい。

ついで配付資料に基づき、臨調、行革審答申並びに全国知事会府県政懇談会の報告書による、国立大学に関連する要点事項の説明があったのち、主として次の点について意見交換があった。

- 外国の連邦国家における州と日本の府県を同一視する誤り
- 地域に定着する人材の提供、地方文化振興に貢献している国立大学の実態
- 大学の教育・研究は、地域を超えたものが基本であるとの認識に立った上での地域への

貢献

- 地方移管の場合、府県の財力差によって生ずる大学格差の危惧
- 国立大学学生としての誇りを持ち、その維持をのぞむ学生の意識
- 公私立大学のヤードスティックになっている国立大学の存在意義
- 大学の個性化の実質的構築の必要
- 国立大学に対する誤解からくる不信感の除去と正しい評価を得るための努力の必要

○ 単位互換等国立大学間の連携の推進等改善の必要

○ 地方移管を否定する論理の積上げより有効な反対のためのアクションプログラム

以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日の貴重なご意見は整理して11月の総会に報告させていただくが、次回は国立大学として改善を図るべき事項について討議したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成5年10月20日(木) 14:00~14:45

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 末松委員長

山田, 橋本, 吉田(亮), 太田, 宮地, 加藤, 小嶋, 吉田(彌), 巽, 赤井, 入野, 福西, 喜多村, 高木, 池田各委員

松井, 金子, 猪岡各専門委員

(説明者)今村東京大学入試課長

末松委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、学長交代に伴い新たに委員に就任された赤井奈良教育大学長及び議案説明のため出席した今村東京大学入試課長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 「平成6年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について

初めに委員長から、「追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領」の平成6年度の原案が作成されたので、ご審議いただきたい旨述べられた。

ついで、委員長の要請で、原案作成に関わった東京大学の今村入試課長から、前年度と変更

した点は日付及び曜日のみであり、基本的には全く変更はない旨述べられたのち、配付資料「平成6年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」にもとづき要点の説明があった。

以上の説明ののち、同案について審議が行われた結果、これを異議なく了承するとともに、これについて公立大学協会と協議し、その了承を得たうえ各大学長宛送付することとした。

2. 大学入試センターの「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について—中間まとめ—」に対するアンケート調査の集計結果について

委員長から、先般実施した大学入試センターの「平成9年度からの大学入試センター試験の

出題教科・科目等について「中間まとめ」に対するアンケート調査の結果についてご報告したい旨述べられたのち、委員長の要請で、松井専門委員から配付資料〔大学入試センターの「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について「中間まとめ」に対するアンケート調査結果について〕及び〔大学入試センターの「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について「中間まとめ」に対するアンケート調査集計表〕にもとづきアンケート調査結果について報告説明があった。

ついで、意見交換が行われ、主として次のような意見があった。

- 高校教育が多様化しても、大学として指定する入試科目が従来とそれほど変わらないということであれば、多様化の趣旨は十分生きることにはならないのではないか。
- 高校教育が多様化することによって、生徒の基礎学力が低下しないかどうか懸念がある。大学としては高校教育の多様化は尊重したいが、一方で、入学後の教育に支障がないよう入学者の基礎学力は保持する必要がある、両者のバランスをどうとっていくかが問題である。また、入試の指定科目が同系学部・学科間でバラバラであると、複数受験が困難になるので、これも問題である。
- 「中間まとめ」に対する意見の集計について、文系・理系等別に統計値をとり、分野別に差異がないかどうか調べてみてはどうか。

以上の意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

本委員会終了後引き続き開催される入試改善特別委員会と本委員会との合同会議にアンケート調査の集計結果を報告し、そこでさらにご意見を伺うこととしたい。

3. 委員長の交代について

委員長には、この10月23日をもって学長の任期満了により退任されるので、これに伴い次期委員長の選出が行われた。その結果、加藤名古屋大学長が委員長に選出された。

4. 次期教員委員の候補及び専門委員の委嘱について

このことについて、委員長から次のように諮られた。

次期教員委員候補については、前回、委員長一任とすることをご了承いただいたが、福士委員及び坂田委員の後任として、阿部博之東北大学工学部教授及び松浦正義岡山大学教育学部教授をそれぞれお願いしたい。また、小嶋委員には、加藤次期委員長と同じ名古屋大学に所属されているが、「同一大学の代表者及び教員は同一の常置委員会の委員としない」とする委員選任要領があるので、同委員には専門委員として引き続きご協力いただき、代って深谷松男金沢大学法学部教授を教員委員をお願いしたい。

この委員長提案について、異議なく了承した。最後に、委員長から退任の挨拶があり、閉会した。

第3 常置委員会

日 時 平成5年12月22日(木) 13:30~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐々木委員長

荒川, 坂村, 小野寺, 久々宮, 加藤, 加茂, 井上, 山田, 村田, 細川, 光永
各委員

岩佐, 斎藤, 佐藤各専門委員

(文部省) 北村学生課長, 秋山学生課課長補佐, 富田学生課厚生係長

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、学長交代に伴い新たに委員に就任された岡田金沢大学長及び細川九州工業大学長並びに新たに委員となられた伊藤忠生^ニ名古屋大学教授の紹介があった。

〔議 事〕

1. 専門委員の交代について

委員長から、岩佐幹三金沢大学教授及び斎藤彬夫東京工業大学教授に専門委員を委嘱したい旨諮られ、了承された。

2. 報告事項

委員長から、次のとおり報告があった。

6月の総会では、8月末締切りで全国立大学から回答をいただいた「厚生補導施設に関するアンケート」の概要をまとめ、厚生補導施設の整備計画、問題点等について報告した。問題点としては施設の老朽化、基準面積の不足、予算要求における順位の低さ、キャンパス分散による保有面積の不足、移転先キャンパスの環境整備の不十分、保健所から指摘をうけるような衛生状態の食堂、消防署から防災上の注意をうけるような施設の改善等であり、魅力ある大学とするために是非とも厚生補導施設の改善が必要である。

また、6年度の就職協定については昨年度ど

おり採用選考開始は8月1日前後を目標として企業の自主的決定とする、採用内定開始は10月1日ということで就職協定協議会世話人会の議を経て決まった。なお就職協定はもともと企業が学生を青田刈りするのを防止するためにできたものであるが、近頃は不況のため逆に学生が先駆けする傾向があり、大学側で協定を破ることのないようにしたい。

3. 「厚生補導施設に関するアンケート」の集計結果について

委員長から次のとおり説明があった。

各大学からの回答について、別紙配付資料のとおりに多少分類に曖昧さはあるが、厚生補導施設を①福利施設、②課外活動施設、③学生寄宿舎に分類し、名称、現有面積、建築年度、収容人員(学生寄宿舎のみ)、整備計画等ごとに集計した。教育研究施設については補正予算もつき状況は好転しつつあるが、厚生補導施設も教育研究施設に劣らず重要であり、アンケートのデータ等をもとにご意見を伺い厚生補導施設の充実について要望建議していきたい。

ついで、各委員から次のような意見、要望等があった。

○ 新キャンパスはかなり広い敷地を確保したつもりだが、建物が完成してみると狭く、丘

陵地のキャンパスは意外に使える土地が少ないという感じである。その中で市街地から離れていて自動車通学が多く、駐車場をどうするか大きな問題になっている。また公開講座を開いても交通の便が悪く生涯学習推進のためにも交通機関の整備が必要である。

- 利用度の高い学内郵便局について福利施設の一部として資格面積を若干考慮して貰いたい。
- 厚生補導施設の要求が出て、教育研究優先の考え方により学内で文部省への予算要求の順位が低くされてしまう。学長、教官等の厚生補導施設に対する意識を変えなければならぬがそれは難しい。文部省の方で研究教育施設と厚生補導施設の一定比率を定めてその比率で各大学は概算要求するようにできないか。
- 文部省学生課として学生関係施設が老朽化し、基準面積が現在の要求に合致してないことは承知しており、施設整備全体の枠取りの中で努力している。研究教育施設は強烈的な要求が出てくるがその中で色々な機会を捉えて厚生補導施設の充実促進を訴えていきたい。現行の基準面積は昭和35年度に定められたものであり、その改善を考えていくとともに、予算の制約がある中で現行基準面積について弾力的運用が行えるよう考えていきたい。
- 厚生補導施設について昭和35年度に定められた基準面積を現状に合うよう改善してほしいというのが強い要望である。
- 大学から車で15分行かないと食堂がなく、食事時間の長い女子学生の増加と週5日授業導入のため平日の昼休み時間が短縮され、学内食堂は昼食時には利用者を4回転しないと間に合わない。一方、大学周辺に食堂が多く、

学内食堂の利用者が少なくなって経営難になっているところもある。食堂等について全大学一律の基準面積適用は不適當である。

- 学生会館と異なり学生が気軽に利用できる屋内の学生の溜まり場となる憩いの場を用意、重視してほしい。文科系の学生には個別の研究室がなく、また雪国ではその場所がないと休み時間に学生の居場所がなく帰宅してしまう。溜まり場の作り方については、大学一本、学部別等色々あるが、身近なところであれば活用されると思う。吹き曝しの場所に営繕経費で簡単な屋根や囲いをして学生の溜まり場にしようとする、基準面積に算入され新しい建物建築に支障をきたすので困る。この辺の改善も必要である。また夕方アルコールを飲む場等も学内にあれば教職員、学生の交流の場としてよいと思う。
- 車通学が一般的となった現在、立体駐車場建設、駐車規制のための人件費、遮断機設置、その他駐車についての予算項目がないのは時代遅れである。駐車場も厚生補導施設の一部として考えられるべきである。新設、移転大学等では交通機関が不備で、通学のほか寮生が買物のために車を使用する必要もあり、駐車場が必要であり、国大協としても駐車場について要望すべきである。
- 現時点では各大学の共通経費等で駐車対策をせざるを得ないが、駐車場を学内に確保するのか、立体駐車場とするのか、自動車通学を規制する方向でいくのか、駐車管理のための人件費は受益者負担とするのか、予算で考えるのか、通学自動車の入構を規制すると学外周辺に駐車し近隣に迷惑を及ぼすこともあり、駐車場についての基本方針を議論しなければならない。

- 学生寮について、相部屋の旧寮を新々寮に建て替えようとする、新々寮に食堂がないため不便になると学生が反対する場合もあり、また教育的配慮からは相部屋か個室か議論もあるところであるが、寮が大学紛争の拠点となった反省や、私的経費についての負担区分通達の実施、寮食堂運営の困難さ、現代学生の要求等を考慮した結果、昭和46年中教審答申で学生寮は教育的意味合いよりもむしろ居住空間として整備することとなり、寮は食堂を置かず、学生の居室は個室として整備することとなっている。また少しでも留学生と日本人寮生の交流を促進するため混住寮の整備を促進する方針である。
- 厚生補導施設の整備についても各大学の立地条件、地域性に配慮した個性化が必要であり、これらは各大学で要求を進め、一方、各大学共通に必要な施設については国立大学全体として要望していくことが必要である。また学生食堂の改善等では、大学の特色を出し、施設設備の充実したいわゆる一点豪華主義で要求していくことも考えられる。

以上の意見交換ののち、委員長がこれまでの意見を集約し、厚生補導施設の整備について提言する文章をまとめることとなった。

4. 学生部の在り方について

委員長から次のような説明があった。

従来、新入生の厚生補導を担当していた教養部の教官が改組により各学部に分散してしまい、新入生についての厚生補導の責任が曖昧になりその取扱いが遅れているようである。また大阪大学では学生部が事務局の組織の一部となったが、学生部の組織の在り方も検討し、大阪

大学のような組織になることを希望する大学があるならばそれを助けた方がよいのか、職員が学生部に配属されるのを好まない傾向もあり、事務局の中に学生部も入り人事異動をした方がよいという見方もある。その辺を伺い必要があれば現状を踏まえて要望することも考えられる。

以上ののち、各委員の間で次のような意見交換があった。

- 学生部の組織や活動の在り方については、種々の場で議論されており色々な意見があるが、各大学の学生部がそれぞれ規模、歴史、所掌範囲も異なり、全大学一律に考えなくてもよいのではないかと思う。学生があつての大学であり、大学の職員は学生関係の業務を知ったうえで庶務、経理等の仕事をしてもらうことも必要である。組織は別々でも事務局と学生部の間で職員の交流人事を促進し人材を育成しなければならない。
- 事務局の各部長と地位、処遇は同じと思うが、学生部のみ事務の責任者が「次長」となっており、学生部が一段低いように思われてこの名称は適当でない。「次長」を「学生部長」に改め、教官の「学生部長」の名称は「副学長」その他の名称としたらよいと思う。
- 名称や組織を変えただけで学生部が活性化できるかどうか、現時点では結論を出せる段階ではない。要は良い人材をどれだけ確保できるかであり、その努力をしていきたい。各大学で必要と判断したら要求すればよいと思う。
- 学生部次長が短期間で人事異動のため交代し、当該大学の事情に通じた事務の責任者がいないという感じが強い。職員の志気にも影

響している面もあり、次長を補佐する者を学
内者から登用することも必要と思う。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日 時 平成5年10月28日(木) 13:30~16:00

場 所 東京大学山上会館201号室

出席者 阪上委員長

星埜、蓮見、伊東、大谷、山崎、永井、将嶺、佐藤、浅野、野地(代:河野)
各委員

小島 長松、黒崎、羽田各専門委員

議事に先立ち、委員長より新たに委員に就任
した浅野和歌山大学長及び交代した滝沢源平国
大協事務局長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 要望書の提出等について

委員長から、次のとおり報告があった。

(1) 去る6月の第92回総会で承認された「国
立大学教官等の待遇改善に関する要望書」につ
いては、去る7月1日、吉川会長、阪上委員長、
羽田専門委員及び平間事務局長が人事院、文部
省を訪れ、人事院総裁、文部大臣ならびに各関
係官に同要望書を提出し、その実現方を要望し
た。

(2) 去る6月の第42回総会においてその取扱
いを会長及び第4常置委員会委員長に一任され
た「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」に
ついては、8月の人事院勧告及びその後の動向
をみながら小委員会できりまとめ、会長の了承
を得たうえ去る9月27日に、阪上委員長、田中
委員、羽田専門委員及び滝沢事務局長が関係省
庁に赴き、大蔵大臣、総務庁長官、文部大臣な
らびに各関係官に同要望書を提出し、その完全
実施を要望した。

(3) 全大教からの申し入れにより、去る10月

4日、阪上委員長及び田中委員が全大教の小山
副委員長ほか数名と会い、主として教室系技術
職員の問題について懇談した。

2. 教務職員現況調査について

委員長から、次のとおり説明があった。

教務職員問題については、平成3年10月に「教
務職員問題に関する検討結果報告」をまとめ、
個々の大学の努力を期待することとしたが、そ
の後各大学がどのように努力し取り組んでいる
かを把握するため、今回「教務職員現況調査」
を実施した。その結果、98大学中教務職員を有
する86大学全大学から回答をいただいた。つい
ては回答結果を一応中間報告としてまとめてい
ただいた専門委員からご説明願ひ、ご承認が得
られれば11月の総会に提出することとしたい。

ついで黒崎専門委員から、配付資料「教務職
員現況調査報告書(中間報告)」により、その主
な点について次のとおり説明があった。

① 調査事項は、教務職員の定員・現員、職
務内容、年齢別勤続年数状況、年齢別最終
学歴状況、他職種への異動状況、定員削減
状況、学内措置による任用資格基準の有無、
国大協が示した指針による対応・検討状況

及び国大協指針に添っての措置についての問題点とその解決のため必要な措置、その他気付いた点の10項目である。

- ② 集計・分析は大学全体、学部種類別、研究所に分類し、数字的部分について行った。そのほか、昭和49年7月の助手及び「教務職員の職務内容に関する実態調査」との比較のため、前回同様「旧7帝大」と「その他の大学」に区分して整理した。
- ③ 調査時点は平成4年7月1日現在とし、回収は平成5年7月16日までとした。
- ④ 定員・現員について

「全大学」でみた場合、定員は昭和50年以降昭和60年までは横這い状況であるが、それ以降は減少状況にあり、これを「旧7帝大」で見ると、昭和50年以降一貫して急減しているのに対し、「その他の大学」は、昭和60年まで増加し、それ以降減少に転じており、平成2年以降の減少幅は、「旧7帝大」に比べて少ない。

現員もほぼ同様の状況にあり、現員の減少数は定員の減少数より大きい。

- ⑤ 職務内容状況について
- 「全大学」でみた場合、実験・実習・実技を担当する者の比率が一番高く約半数の49%を占め、次いで研究活動に専念する者が32%を占め、それぞれ前回の調査より約10%程度高くなっている。事務に従事する者は6.9%、その他の業務に従事する者は1.6%それぞれ前回の調査より比率は減少しており、これが研究に従事する者の増加分につながったものと思われる。
- ⑥ 年齢階層別在職状況について

「全大学」でみた場合、25歳以上49歳以下の5歳刻みの各階層毎の在職率は、30歳

～34歳の階層が若干多いが全体的には各階層ともおおむね15%前後となっている。しかるに前回の調査では、若年層ほど比率が高く、34歳以下が全体の約7割強(70.6%)であったのに対し、今回は逆に35歳以上が全体の7割弱(65.3%)を占め高齢化現象をあらわしている。

- ⑦ 在職年数別在職状況について
- 「全大学」でみた場合、3年以下の在職者が約4分の1で、10年以上の在職者が過半数(54.4%)を占めている。前回の調査では、3年以下の在職者が半分で、10年以上の在職者が約4分の1であるから、在職期間の長短に逆転現象が生じている。
- さらに今回の調査では20年以上の在職者が約4分の1を占めており、在職期間が長期化していることを顕著にあらわしている。

- ⑧ 学歴別在職状況について
- 「全大学」でみた場合、修士課程修了以上が26.1%を占め、大学卒以上では全体の8割強(83%)を占める。前回の調査と比較すると、大学卒の比率には殆ど変化はないが、短大卒が微減($\Delta 1.7\%$)し、高校卒・その他が大幅に減少($\Delta 7.7\%$)しており、その分博士課程修了及び修士課程修了が増加(+9.3%)している。特に修士課程修了の比率の伸びが大きい。

- ⑨ その他、他職種への異動状況、定員削減状況、任用資格基準の有無、国大協指針による対応状況については、とりあえず件数を集計した。分析は今後行い最終報告でまとめた形として提出することとしたい。

ついで長松専門委員及び小島専門委員から、

下記事項の回答に伴い記載された付記説明及び意見の記述を整理した結果について資料をもとに説明があった。

- ① 主たる業務内容の実態、業務のうち「その他」の内容
- ② 任用資格基準の有無及び基準の内容と数
- ③ 国大協が示した指針による対応、検討の状況
- ④ 指針に添っての措置を実施するに当たっての問題点及びその解決のために必要な措置
- ⑤ その他教務職員問題に関して気付いた点

以上のうち、委員長から次のように述べられ、了承された。

教務職員の約半数は旧7帝大に在職しており、とくにこれらの大学で重要な問題になっている。教務職員数はこの20年間でかなり減少してきており、助手への振替その他問題解決のため各大学が努力している実態が出ていると考えられる。しかしまだ助手へ振替えるのが困難なまま高齢化した教務職員がかなり在職し、それらの者の処遇をどうするか検討しなければならない難しい問題が残されている。ご了承を得られれば11月の総会では、本日配付した数字的部分の集計分析である「報告書(中間報告)」を提出説明し、今後作業を継続して来年6月の総会に最終報告を提出することとしたい。

3. 教室系技術職員の専門行政職移行の問題について

委員長から、本件は10年来の課題であり、前会長から、技術職員の組織化が50%を超えたのを踏まえ、研修IIについての検討と専門行政職移行についての提言を求められており、羽田専

門委員に提言のたたき台を作成していただいたので、ご説明願ひ検討することとしたい旨述べられたのち、羽田専門委員から配付資料をもとに次のような説明があった。

先のアンケートの結果をみると、多くの大学において技術職員の組織化と研修が促進され、これらの研修は、大学内での技術職員の地位を高め、意欲向上に役立っている。本委員会としては、アンケートの回答結果及び教育研究環境の現況を踏まえ、今後のとるべき方策として次のような提言を行うものであり、組織化の一層の定着を図りつつ、一方で専門行政職導入の方途をすすめるという姿勢で提言を作文した。

現時点での現実的な選択としては、

- A 行政職(一)での処遇改善を推進し、併せて組織化の一層の定着をはかる。
- B 研修Iの充実と研修II及び資格認定についての検討を進める。
- C 技術職員の職務の分類、整理を進めることにより、大学における教育研究支援職員の今日的な組織及び職の設定を行う。ことが求められていると考えられる。

なお、Aの組織化の定着については、従来のように個別の講座に特定個人が終身固定的に配置されるのではなく、一定分野あるいは一定の職務内容ごとに緩やかな組織化が実態的にも形成される必要があろう。Bの研修の充実については、研修Iについては一大学・部局あるいは数大学・部局共同での実施を促進し、研修IIについては国大協の中にプロジェクトチームを設置し、その具体の在り方を検討すべきであろう。Cの職務の分類整理については、教室系技術職員に求められる専門的知識、職務遂行能力及びその組織について調査し、検討中の大学の例を参考とし、各大学の実態と個別に照合しながら

職務の分類、整理をし、その結果によって今後の進め方を考えていくこととすべきであろう。

ついで委員長から次のとおり説明があり、了承された。

人事院では、技術職員の組織化が行われたというが組織化によって技術職員がどのように変化したか、実際の組織化はなされていないのではないかとみているようであり、技術職員の職務内容の分類を専門性や公務員試験Ⅱ種合格という資格を考えながら進めなければ、専門行政職移行は実現しないと考えられる。これらの状況から、いずれ専門行政職移行に踏み切るとしても、もう少し時間をかけ組織化の熟成定着をはかるというのがこれまで委員会で出された主

な意見であった。これらの意見をもとに提言案を作成していただいたが、技術職員の一部分の専門行政職への移行であってもなお検討すべき問題が多くあるので、今後提言を出す方向でさらに検討を進めたい。

以上の説明ののち、委員長から11月の総会では提言を検討中であることを報告することとしたい旨述べられ、了承された。

なお、これに関連して委員から、本問題は、待遇の問題としてだけ検討するのではなく、助手問題、教務職員問題とも関連するので、研究教育の体制の問題として第1常置委員会とも連携して検討することが必要であるとの意見があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成5年10月25日(金) 13:30~16:00

場 所 学士会分館8号室

出席者 角田委員長

平林、江崎(代理：南日副学長)、原、加藤、池田、櫻井、小坂、安藤、横山、砂川各委員

(オブザーバー) 尾上滋賀大学長

(文部省) 井上留学生課長、村松留学生課長補佐、佐藤国際企画課企画調整係長

角田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、9月1日付けで就任した滝沢源平国立大学協会事務局長の紹介があった。

〔議 事〕

1. UMAP会議について

委員長より、「UMAP-JAPAN '94」の開催に関する現在までの経過について、概要の説明があった後、次のように述べられた。

前回委員会の後、9月29日にUMAP小委員会が開催され、大阪大学の黒澤満教授に代わり、

大阪大学の神余隆博教授が小委員会に加わるようになったので、ご了承いただきたい。なお、日本私立大学団体連合会からは谷岡大阪商業大学長が参加することとなった。

また、当日はシンポジウム内容について検討した結果、4つの分科会（Ⅰ. 留学生の企業研修と産学協力、Ⅱ. 交換留学の現状と問題点、Ⅲ. 日本語教育の現状と大学交流への取り組み、Ⅳ. 大学としての国際交流への取り組み）に分けることにし、各分科会の世話人の選出、パネラー、サブ・テーマ等について検討した。

2. 日豪大学間交流について

このことについて、委員長より次のような報告があった。

配付資料「第二次AVCC大学調査団訪問日程」にある通り、AVCC代表団一行は、本日、福岡空港に到着し、10月26日(火)～11月8日(月)の約2週間にわたり、九州大学、広島大学、岡山大学、大阪大学、名古屋工業大学、岐阜大学、東京工業大学、東北大学、筑波大学、横浜国立大学を訪問し、最終日の午後には日豪合同会議を開催し、国大協の代表者とAVCC訪問団との意見交換を行う予定である。なお、私の手元の資料によると、'92年10月現在、わが国の15の国立大学がオーストラリアの大学と22件の国際交流協定を締結していたが、この1年程の間に、国大協とAVCCとの包括協定締結等の成果によるのか、締結済みが4大学8件、進行中が6大学6件と増加しており、活発な交流が進んでいる。

3. 日米大学長会議について

このことについて、委員長より次のように述べられ、了承された。

前回委員会で、日米大学長シンポジウム実行委員会の委員選考を一任されたが、配付の委員会名簿の通り委員就任を依頼したので、先ずこの件について追認願いたい。

引続き、委員長より配付資料に基づき、去る10月19日に彦根プリンスホテルにおいて開催された第1回日米大学長シンポジウム実行委員会で審議されたシンポジウム内容、参加予定者、開催会場、開催時期等の説明の後、委員長及び副委員長の選出の結果について報告があった。なお、実行委員会の構成は次の通りである。

委員長	江崎玲於奈 (筑波大学長)
副委員長	角田 稔 (電気通信大学長)
運営幹事	尾上 久雄 (滋賀大学長)
委員	加藤 晃 (岐阜大学長)
〃	岡田 慶夫 (滋賀医科大学長)
〃	井村 裕夫 (京都大学長)
〃	巽 友正 (京都工芸繊維大学長)
〃	金森順次郎 (大阪大学長)
〃	櫻井 洸 (奈良先端科学技術大学院大学長)
〃	岡市 友利 (香川大学長)
〃	荻 弘 (滋賀大学事務局長)

4. 日米大学間学生交流について

このことについて、村松留学生課課長補佐より配付資料「カルコン『学部学生交流』取り組みの経緯」に基づき、'91年3月第15回カルコン合同会議から現在までの学部学生交流の取り組みの経緯について説明があった。

引続き、同補佐より配付資料「第16回カルコン合同会議共同声明の要旨」に基づき、カルコンの「学部学生交流」関連部分の勧告の要旨の説明があった。

続いて委員長より次のように述べられた。

ただ今、村松補佐より説明いただいた通り、第16回カルコン合同会議では、基本目標として、日本で学ぶ米国人学部学生の数を著しく増加させ、特に、国立大学におけるジュニア・イヤー・アブロード・プログラムの学生数の増加に向けて作業することに関心を有する旨の共同声明が出た。

前回委員会で了承を得たが、私はカルコンの日本側WGの委員に加わることとなり、去る10月8日第1回目の日本側委員の会合があった。その主な審議内容は、次の通りである。

(1) 日米大学間の交流実態の把握

本間長世教授が主査になり、科研費で私立大学と国立大学における交流実態を調査した。大変貴重な調査であるが、国立大学については10校程度の調査であるので、全国立大学を対象とした調査が必要である。第4回UMAP総会開催に向け、日豪間の交流実績の調査も必要であるので、併せて実施することとなった。

(2) 日米学部学生交流の実施形態

国立大学で実施する場合、どのような実施形態がよいか等、本委員会の下に小委員会を設置し検討することとなった。また、小委員会委員は小規模大学では専門が限られアメリカ側も学生を派遣しにくい面があることを考慮し、当面、大規模大学に所属する委員で小委員会を構成することとなった。その構成メンバーは次の通りである。

角田 稔(電気通信大学長)

江崎玲於余(筑波大学長)

原田 康夫(広島大学長)

小坂二度見(岡山大学長)

西村 重雄(九州大学教授)

なお、第1回目の日米合同WGで、当小委員会に対応する委員会の設置をAAC(Association of American Colleges)に提案し、アメリカ側の賛成が得られれば、当委員会の小委員会はAACの小委員会と連絡調整を行い、また文部省関係当局とも相談しながら、日米学生交流促進方策を検討することとなった。

(3) 日米大学団体間のアンブレラ協定の検討

1992年12月に、国立大学協会はAVCC(Australian Vice-Chancellors' Committee)とアンブレラ協定を締結したが、この協定締結によりオーストラリアのDEETは交流に熱心な大学に対しての補助、留学生に対する奨学金の

支給等の援助措置を講じる等の波及効果があった。

日米大学団体間のアンブレラ協定に関しては、現段階では日本側のWG会合もまだ1回しか開催されておらず、アメリカ側の情報も十分に入ってきていないので、もう少し事態がはっきりするまで、検討をひかえることとなった。

その他、委員長より今後の具体的検討事項として、①米国学生のニーズに基づくモデルプログラムの研究、②「日本語・日本文化」プログラムの開発・提供、③交換学生の語学能力の向上、④交換学生の奨学金などの財源の確保、⑤日米大学事務職員の交換、⑥米国における「日本留学フェア」の実施、⑦「日米大学長シンポジウム」や「UMAP総会」への対応、の説明があった。

このことに関連して、概ね次のような意見交換があった。

○ 国立大学は、50数校がアメリカの約100大学と200件余の交流協定を締結しているが、これらの協定が継続的に活動するのは困難で、実際は件数ほど活動していないと考えるし、また国立大学は研究者の交流が主で、学部学生の交流は多くない。一方、私立大学は、例えば国際基督教大学や関西外国語大学は学部学生の交流に熱心で、多くの学生を受入れている。

○ IIEレポート中に、アメリカ人学生のJYA(ジュニア・イヤー・アブロード)プログラムのデータが出ている。それによると、1989—90年の1年間に約7万人の学生が海外留学している。その内、日本へは約2%で、ヨーロッパ諸国への留学が8割と圧倒的に多い。この人数は、外国の大学で履習した科目

を、帰国後、自大学で単位互換した者の数という形で出している。なお、アメリカで日本語を学ぶ人数はここ数年で2倍ほど増えており、現在2万人ほどいる。

- アメリカで日本語教育が盛んになっていると言っても、オーストラリアほど熱心ではない。例えば、オーストラリアのモナッシュ大学では、日本語研究者が30名ほど（その内、半数は日本人）いる。今後、日米間の学部学生の交流を盛んにするためには、アメリカにおける日本語教育の一層の充実を図ることが必要である。そのためには、日本からの日本語教師の派遣等も検討が必要である。いずれにしろ、アメリカ側の実態や要請等を把握した上で、受入れ方策を小委員会で検討したい。
- I I Eの【アカデミック・イヤー・アブロード】に、外国の大学におけるアメリカ人学生を対象とするJYAプログラムの一覧が国別に記載されていて、日本では約20校が紹介されているが、すべて私立大学である。そのプログラムを見ると、決して特別なことを実施しているわけではなく、現在、国立大学30数大学で日本語・日本文化研修という国費留学生のプログラムを実施している、その私費版を私立大学で実施している。小委員会において、例えば日本語・日本文化研修留学生のプログラム実施大学で、国費留学生に加えて、私費留学生を受入れる枠を設け、それを米国

学部学生に向け開放してくれれば、I I E【アカデミック・イヤー・アブロード】に載るようになる。

- 私の大学では交流協定に基づき、毎年、アメリカの2大学より、それぞれ1～3名の学部留学生を、後期（9月）から1年間受入れている。米国学部学生受入れに当たっては、学期開始時期の相違が一つ問題となる。また、彼等の留学目的は、一つは異文化体験、もう一つは単位互換であるが、日本の大学制度は言葉の問題やカリキュラム内容、教育水準の相違等があり、アメリカと単位互換を行う上で必ずしも向いていないので、アメリカ人留学生の主目的が単位互換のためなら、日本の大学は国際的に単位互換がしやすくなるよう改善する必要がある。この点、アメリカ側で日本への留学希望者のニーズを調査してもらい、正確に実態を踏まえないと対応しにくい。
 - アメリカでは、特に私立大学を中心に、授業料相互免除を歓迎しない大学もあろう。国立大学で学生の相互交流を実施する場合、留学する者が相手大学に授業料納入が必要となることも考えられる。これも今後の検討課題である。
- 以上のような意見交換の他、留学生の事故の際の保証問題等について、若干の意見交換があった。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成5年10月22日(金) 13:30~15:40
場所 国立大学協会会議室
出席者 廣重委員長
手代木、堀川、阿部、神野、慶伊、木下、村上各委員
佐藤、田村各専門委員
(文部省)北村学生課長
(国立学校財務センター)前川所長、久賀研究部長

廣重委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに就任した滝沢源平国大協事務局長の紹介並びに本日出席の文部省北村学生課長及び国立学校財務センター前川所長、久賀研究部長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 専門委員の交代について

委員長より、佐藤次郎専門委員(東京大学事務局長)転出に伴う後任の専門委員として、佐藤國雄東京大学事務局長を委嘱したい旨諮られ、異議なく承認され、ついで出席の同専門委員の紹介があった。

2. 授業料問題について

初めに委員長より、授業料値上げ、学部間格差設定問題に関して、本年1月からの動き及びそれに対する国大協の対応の経緯について、次のような報告があった。

授業料の増額と学部間格差設定については、本委員会で「国立大学の授業料のあり方について」の国大協の見解(案)をまとめ、6月の総会でも討議されたが、その後格差について医歯系が当面の目標とされることが予想されるに至ったので、医歯系授業料の値上げ反対の文案も作成したが、9月半ばには新聞等に授業料値上

げの動きが報ぜられたので、急遽会長、両副会長と協議を行い要望書を作成した。内容は各大学に送付済みであるが、6月の総会で大筋のご了承を得た「国立大学の授業料のあり方について」の骨子を踏まえて、簡潔にまとめた要望書である。10月5日、この要望書を携えて会長、両副会長、第6常置委員長、事務局長とで、大蔵事務次官及び関係担当官と面談、つづいて6日、13日には会長、事務局長とで5日に面談できなかった大蔵省主計局長ほか関係担当官と面談して授業料の取扱いについて慎重な配慮方を強く要望した。

以上の報告ののち、要望の際の話し合いの状況について説明があった。

引き続き、文部省北村学生課長より、概ね次のような説明があった。

大蔵省では、財政制度審議会を中心に、私大とのバランスや、時には学部間格差を視野に入れて授業料の適正化を図る方針をとっており、その結果、国立大学の授業料については、昭和50年頃から残念ながら隔年交互に授業料と入学金・検定料の改定が実施されてきた。先般、同審議会では、財政の支出のあり方を検討するための特別部会を設置し、文部省関係では私学助成と授業料のあり方の検討を始めた。文部省としてはできる限り授業料を低廉の方向に持っていくよう理解を求めているが、営造物使用料と

しての授業料の算定の合理的根拠を示すのは困難であるので、教育の機会均等の実現が国立大学の使命であり、本来の受益者は国と社会であるという観点に立って折衝している。又一方、育英奨学事業、授業料減免制度とのかね合いも検討していかなければならないと思う。

以上の説明について、概ね次のような意見交換があった。

- これまで隔年にかなり大幅な値上げが実施されたが、これが国立大学の基盤強化につながったとはいえ、一般会計から国立学校特別会計への繰入れが昭和47年度の80%台から60%に落ち込んでいる事実について考える必要があるのではないか。
- 隔年の授業料値上げは、他の諸物価上昇率にくらべ異常とも言える。アメリカの大学は、一般に日本ほど高くなく、高いとされる大学は教員数も多く教育面でのサービスが良い。ヨーロッパの大学は実質的に無料である。そこで日本における適正な授業料とはどの程度の額を指すのか、その根拠は何かが問題である。私立大学の授業料との対比による決め方は納得し難い。
- 私立大学の場合、授業料のほかに施設整備費を学部別に毎年徴収している大学もある。国立大学の授業料はその分も含んでいると解釈すれば、国・私大学間の倍率は1.7倍ではすまなくなる。
- 国立と私立とでは授業料の性格が異なる。アメリカの大学の場合、授業料は教育サービスに対する対価で、研究費は個々に教員が

大学以外の企業等の支援をうけて賄っている。このことにも注目したい。

- 教育にかかるコストから授業料を算定するのは、研究費用と分ち難い部分が多く、日本では現実的ではない。
- 明快な決め手となる基準は見出せないが、現在国立学校特会に占める授業料の割合である10%程度を歯止めとするのも一つの考え方であろう。
- 理工系離れが更に進めば、将来深刻な状況を迎えることは明らかであり、その回復には長期間を要し、日本経済の停滞は免れない。これにつながる学部別授業料は何としても止めてほしい。

以上のほか、医学部学生の定員、国立大学と私立大学の教育環境条件の改善状況、大学院授業料への波及、国立大学教官の一部にある財政バランス論、等について意見交換が行われたのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

国立大学の存在意義を踏まえて、授業料の学部別格差は容認できない。一般の授業料値上げも反対する。この基本的スタンスは是非守っていきたい。授業料の適正基準をどこに求めるかは、大へんむずかしく、教育サービスのコストからの算定や、経常経費の一定割合の設定も問題が多いので、授業料値上げの歯止めになる指標を見付けたい。

当面、「要望書」の主旨を実現するため、幅広いキャンペーンを行っていく必要がある。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日 時 平成5年10月25日(月) 10:30~12:10

場 所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 武藤委員長

山田, 船越, 石川, 阪上, 神野, 加藤, 森野各委員

鈴木, 斉藤, 宇賀治, 似田貝, 松尾, 早津, 有本, 中村各専門委員

武藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 新たに就任した滝沢源平国大協事務局長の紹介があったのち, 新たに就任された委員並びに専門委員について, 次のとおり紹介があった。

委 員 山田 家正 (小樽商科大学長)

〃 神野 博 (福井大学長)

〃 森野 能昌 (熊本大学長)

専門委員 中村 桂樹 (新潟大学事務局長)

〔議 事〕

1. 専門委員の交代と補充について

委員長より, 退任の専門委員の後任について, 次のように諮られた。

協本専門委員(岡山大学教授)の後任として早津彦哉岡山大学教授にご協力いただくことにしたい。また, 委員長一任とされていた専門委員に斉藤義明新潟大学教授をお願いしたい。

以上協議の結果, 承認され, 両専門委員の紹介があった。

引き続き委員長より, 現在調査専門委員としてご協力願っている4名の方を, 本委員会専門委員として委員会にご出席いただくことが諮られ, 承認されたのち, 次のとおり紹介があった。

専門委員 鈴木 庄亮 (群馬大学教授)

〃 似田貝香門 (東京大学助教授)

〃 松尾 稔 (名古屋大学教授)

〃 有本 章 (広島大学教授)

2. 国立大学大学院の現状及び今後のあり方に関するアンケートについて

委員長より, 大学院に関するアンケート(案)作成の進捗状況について次のように述べられた。

高橋前委員長から引き継ぎを受けた後10月21日に最初の調査専門委員会を開き, 調査項目の再点検, 調査に伴う経費について検討した。一番問題となったのは, 全国立大学の助手以上の教官を対象とする調査なので, 調査用紙印刷費, 回収後のコンピュータ処理費等の経費の捻出をどうするかであった。以前実施した第6常置委員会の財政基盤調査では, 文部省の科学研究費補助金を得て実施したが, 今回の調査も同様に科研費を申請して行うことができるかどうか検討しなければならない, ということになった。

調査項目では, 設問の再点検を行い, 回答集計の簡易化と経費節減を図る意味から, 回答をマークシート方式にしてはどうか, 自由意見欄を極力少なくする等も検討した。本日は別紙調査票(案)についてご意見をうかがいたい, その前に調査経費について, ご意見をうかがいたい。

なお, 滝沢事務局長より, 前回実施した国立大学財政基盤調査研究委員会における調査経費(宇都宮大学申請による科研費「総合研究A」)の内訳等について説明があった。

以上の説明に関して、次の意見交換があった。

- 第6常置委員会における科研費による調査は、世界の中での日本の国立大学の財政状況の検証と国立大学の財政状況についての個々の教官に対するアンケート調査の集計結果を公表し、国立大学財政の窮迫した現状を明らかにするなど成果をあげた。今回科研費を得て調査を行うならば、研究目的を明確にしておかなければならない。
- 経費問題の重要性はよく認識しているが、調査票（案）は調査専門委員会で長時間かけて検討し煮詰めたもので、調査することによる成果は十分期待できるので、経費面の考慮とは別に、回収率をあげるために、回答者が回答しやすいよう設問の内容・量を再検討してほしい。

以上について委員長より、調査経費については、調査内容がきまり試算できた段階で、事務局とも相談することにした旨述べられ、ついで、調査票（案）の説明が行われ、概ね次の点について質疑及び意見交換があった。

- 大学院の型としての連合大学院の設問の中の取扱い
- 勤務経歴の年数・勤務先・順序の記入方法

- 論文発表等研究活動を問う場合の妥当な期間設定
- 大学院担当の専任、併任、兼任の別
- 教育研究活動の単位を研究室とする場合の構成員
- 研究費とその充足度に関する設問の簡素化
- 大学院の基礎になっていない学部所属者の記入への配慮

おわりに、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日ご検討いただきご指摘のあった修正すべき点は修正し、そのほか検討できなかった事項については、お持ち帰りの上ご検討願ひ、疑問、修正意見があれば、11月12日までに新潟大学事務局宛お寄せ願ひたい。その後、調査専門委員会を開き原案を作成する。

3. 委員の補充について

委員長より次のように述べられ、了承された。迎委員（九州工業大学長）退任の後任については、現在、理工系学長の委員が多いので、人文社会系の学長に願ひしてはどうかと考えているが、次回決めたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日時 平成5年10月25日(月) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 吉田委員長

廣重、坪井、石川、武藤、宮地、山崎、川島、岡田、武田、松浦、森野各委員

堀、小椋、斎藤、柿本各専門委員

(文部省) 遠藤医学教育課長、須田同課課長補佐

(国立学校財務センター) 前川所長

(東京医科歯科大学) 鈴木医学部長

〔議事〕

吉田委員長主宰のもとに開会。

1. 大学病院をめぐる当面の課題について

鈴木医学部長から次のような説明があった。

日本の医療の中核をこれまで国立大学病院が支えてきたと思うが、昨今の周囲の状況からみて、国立大学と私立大学で教育研究面での差が少なくなり、臨床面では私立大学の方が重点主義で必要なところに物量を投入し、診療報酬で実をあげ、経済的に優位に立ち、むしろ活躍の場ができています。

国立大学病院で一番問題なのは、人の問題である。職員の定員、非常勤職員の3年雇用期限等の問題である。資料1「看護要員(医三・病棟)の必要数及びその算定について」は、昭和63年の資料であるが、これによると看護婦が本来の業務を行うものとして、職務内容を分類し、積算すると国立大学病院全体で、3,370人の看護婦が不足している。過去文部省の努力で看護婦は毎年30~140人が増員されてきてはいるが、この解消にはしばらく日時がかかる。人がいないため、入院待ち、検査待ちの事態が解消されていない。それが大学病院の一番大きな問題である。資料2は週休2日制の実施に伴い必要となる人員を算出したものだが、看護部門で1,107人

が必要になるとされている。1病床当りの看護婦数をみると日本の国立大学病院は0.4から一番良いところで、0.56人であり、私立大学は0.7~1弱で、その面で医師の働き易さ、病院全体の機能からいうと私立大学の方が良くなっている。

外国では、ドイツ、イギリス1~1.2人、米国1.5~2人で日本の3~4倍になっており、そういうコ・メディカル部門の整備されたところとそうでないところでは、医師の必要数も異ってくる。自分の経験では、米国では医局の同じ人数で日本の4~5倍の手術、教育が行われる状況になっている。日本はその点効率が悪いと言え、入院待ち、手術待ちは患者の治療に大きい影響を与えている。

日本には実際に救急医療ができる病院が少ないが、予期せぬ事態への対処が必要な救急医療で医師の力がためられる。米国では大学病院は夜間の方が戦場のように忙しい。救急医療を実施するのは困難な点もあるが、そういう状況がある方が医師の訓練のためにも良いと思う。

日本の医局の持っている患者数は極度に少ない。胸部外科学会の医師は約8,000人であるが、胸部外科の手術数は年間約1万件位で、専門医に1人1年、1件位の症例数しかなく、これは大変な問題だと思う。これから大学病院を中心

として関連病院群を作って教育していかなければならない。

診療報酬制度について、2年前大きい改正があったが、診療報酬の値上げ率は2.5%であり、物価上昇率と比較すると考えられない低さである。このときは外来診療費の値下げと保険外負担、受益者負担の仕組みを導入したが、国立大学病院では定められた基準に合う室の広さがなく、室料差額もとることができず、この改正で利益を得たのは、私立大学病院を中心とした民間の大病院で、立地的に恵まれ、高所得者層が受診する病院であった。大半の民間の中小病院は不利益を受けると思われたが、そのような傾向が出始めている。

病院を分類し、国民の医療資源を有効に活用しようとのことで、特定機能病院の制度ができ、紹介外来制がとられることになったが、これで、大学病院で学生を教育するのに必要な種類の患者を確保できるかという大きい問題がある。また紹介外来制で患者がまず開業医で検査、診療を受け、そのうえ、大学病院に紹介され、また検査、診療を受けるとなると治療上も経済上も二重手間になり時間と費用を余分に要することになる。また重症患者が手遅れにならずに治療しうるかという問題も出てくる。紹介外来制は時機尚早の感がある。厚生省では人材の育成に経済的裏付けを考えていないし、日本では人材育成のための費用を米国のように保険から支出するという観念はない。

国立大学病院の財政の赤字が問題となっているが、人員不足のため設備が利用できず診療待ち等が出て、収入が上げられない面もある。私立大学では人員設備を十分に活用して収入をあげている。

また、国立大学病院の医師に診療報酬請求に

対する考え方が十分に教育されていないという問題があり、これからその努力が必要である。

そのほか国立大学病院が狭くて汚い点を改善するのも大きな問題である。病院の1床当りの面積は200㎡の米国に比べ、100㎡程度で半分位であり、院内感染を防ぎ、高度先端医療を進めていくためにも建物の広さが必要である。

2. 厚生省の「医師需給の見直し等に関する委員会」の検討状況について

前川所長から、次のような説明があった。

各県に1医科大学・医学部の構想が実現し、医科大学・医学部数が80になったのが昭和56年であるが、間もなく将来の医師過剰を来さぬよう、医師養成の見直しが考えられ始め、昭和61年に厚生省の「将来の医師需給に関する検討委員会」で最終意見を出した。そして、当時医学部の学生定員は8,360人であったが、将来の医師過剰を避け、医療費抑制のため平成7年までに医師の新規参入を10%程度削減することとなった。しかし、平成2年までに国立大学で640人の入学定員の削減が行われたのみであり10%削減は不可能となった。このようなことで、今回厚生省で「医師の需給の見直し等に関する委員会」が設けられ、平成4年度の科学研究費による「新たな医師需給の予測に関する研究」の報告書を資料として医師の需給問題について検討を始めた。

この報告書では、①医師の年齢構成の推移、高齢医師及び女性医師の割合及び活動性（活動時間）、入学定員の削減状況、新規参入医師数等により推計した供給側からみた医師数の将来推計と、②医療機関医師需要、医療機関別患者数、僻地・救急医療の医師需要、非臨床系医師需要等により推計した需要側からみた医師数の将来

推計を出しており、これによると、

① 平成2年には人口10万人対医師数が170を超え、この数字は現状では医師過剰といえる状況ではないが、医師数は今後40年以上にわたりさらに増加し続けることが予想される。

② 将来の供給医師数を推計すると、現在のままていくと、平成37年には高齢医師及び女性医師の活動性等を考慮して計算した場合、医師数は人口10万人対250以上となる。

③ 将来の医師需要については、平成37年には、高齢医師及び女性医師の活動性等を考慮して計算した場合、医師需要は人口10万人対236となる。

④ 医学部定員10%削減が平成7年までに達成されたとしても平成27年以降は約20,000人程度の医師が過剰となると見込まれ、この状態が継続するものと考えられる。

となっている。

この報告書の推計には色々問題点があるが、とくに臨床医学教育に対する配慮が殆どない。臨床教育にあたる教官の医療生産性を病院勤務医と同様に考えているし、臨床研修を行う指定病院の医師数も把握し、その生産性を低く計算して推計すべきであると思う。

以上ののち、次のような意見交換があった。

○ 医師のあるべき姿から推計を出すことも必要であり、コ・メディカルの分まで医師が担当し1日40人も患者を診察するような状況は本来の姿ではない。

○ 現在国民医療費は約20兆円程度であると思うが、医師が20万人とすると、医師1人当たり1億円の計算になる。医師数が増えると国民医療費が増加するので、国民へのあるべき医療の追求と国家財政面から許される医療費の

限度、各人が俸給から差し引かれる保険料、税金等の国民負担率とのバランスをとらねばならない。高度先端医療を受けるには身銭を切る必要があるということも議論しなければならない。

○ 高齢医師の生産性の問題であるが、高齢になれば現代の難しい先端医療を行う能力は低下してくる。個人差はあるが能力の検定や定年制も議論する必要があるように思う。

○ 日本の人口は減少の方向にあり、医師数はどこかで減員しなければならない。医師数の増加は6年間の養成で実現できるが、医師となったものは50年間活動し、減員するのは容易ではない。

○ 過去の医師数を減少したり、増加しすぎたりの経験を繰り返さないよう確かな資料根拠に基づいて今後の医師数の減少率等も出さなければならない。現在医師の免許発行数は把握できても活動している医師数は把握できていないような状況である。

○ 女性医師の数と活動時間は今後増加していくが、医学部を卒業しても医師にならない女子が出てくる傾向が将来あることが予想される。男女の活動時間差、女性医師の配置の困難さその他について討論するのが難しい場合もあるが、考えなければならない。

○ 医師が余っているというのは感覚的なことと思うが、医師は働きすぎている。当直したら翌日休めるようにすべきであり、安易に医師過剰を捉えず、将来の医師数を推計すべきである。

以上ののち、11月の総会では委員会の審議事項を報告すること、また次回は12月6日開催し臨床系大学院のあり方、とくに大学院重点化等について審議することとなった。

医学教育に関する特別委員会

日時 平成5年12月6日(月) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 井村副会長

吉田委員長

廣重、石川、山本、武藤、山崎、川島、岡田、武田、松浦各委員

堀、柿本各専門委員

(文部省) 須田医学教育課課長補佐

吉田委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 医学部における大学院の在り方について

初めに、特に出席願った井村副会長より、次の通り説明があった。

医学系大学院について、京都大学で考えている点や問題点を中心にお話ししたい。

大学院の目的は、研究者養成と同時に専門家の育成だと思うが、後者は充分に行われているとはいえない。臨床系大学院は不要であるという考え方もあるが、臨床家も一定期間、研究期間を持つ方が良いと思う。臨床系大学院はこれを持たない米国と異なり日本の特徴になっており意義があるが、臨床系大学院も研究者養成と専門家の育成の両方を目標としなければならないと思う。

臨床系大学院について一つの問題は、臨床研修との整合性である。いろいろなやり方があると思うが、2~3年臨床研修を行った上大学院に入れば研究にかなり専念できて良いと思う。京都大学で医学系大学院の重点化を考えたときもこれが一番問題であったので、委員会で検討し、臨床研修の基本的カリキュラムにローテーション方式とストレート方式を作った。

前者は一般内科と外科で行い、その他の科は後者である。例えば内科では、初期診療、救急、

消化器、循環器、呼吸器を必修とし、その他は選択となっており、それぞれ目安となる一定期間が定まっているが、3年間で大学病院以外の2病院ぐらいをローテーションしてよいこととしている。ストレート方式では、たとえば総合診療と救急だけ枠取りを定めその他は各人の専門を勉強するようにしている。この2~3年の研修を終わって大学院に入るが、入ってからの形は各科自由であり、外科系では、大学院の4年間は完全に研究であるが、内科系は80%が研究で、20%は外来診療等専門の勉強を行うようである。

大学院のカリキュラムの中のスクーリングについても、基礎医学の方は講義を提供しているが、実質はセミナーのようなもので、必ずしも系統的に行われてなく、この点は大学院重点化を考える上で今後の検討課題である。

大学院重点化とは、これまで教官は学部教育が本務で併せて大学院の教育を行ってきたが、それを、大学院を本務とし、併せて学部の教育も行うという形にすることである。京都大学は基礎医学系大学院が重点化を実現し、臨床系は実現していない。大学院の学生数は充足でき研究教育を充分行えるだろう。大学院の系の改編も考慮したが、審査に時間がかかるので、従前の系を残した形で重点化した。その結果、大学院専任講座を各系におき、大講座制とした。

大講座制では、その主任教授の権限と指導力をどう考えるか、また臨床系で診療科名と大学院の講座名称が一致せずそれらをどのように整理するかがむずかしい。その他関連病院との関係の整理もあるが、一番難しいのは教官の意識の問題で、従来の講座制の枠を取り払うのは時間を必要とする。

以上ののち、次のような意見交換及び質疑応答があった。

- 専門医制度と大学院の関係については科により異なるが、内科学会などは大学院の在学4年の期間をある割合で内科専門医になるため必要な期間として認めてくれるので、両者の整合性はとれると思う。
- 厚生省が示した卒後臨床研修のモデルプログラムは、期間が2年であるが、京都大学では種々検討して3年の期間が一番良いと判断した。
- 文部省としては、大学院重点化については、研究実績があり大学院学生の充足率が高く活性化しているところについて拠点的に考えており、それも京都大学と全く同じ方式で行うということではなく、全国医学部を一律に重点化することは考えていないが、大学院重点化がなされない大学院の在り方が今後課題となろう。
- 全国医学部長病院長会議で、国公立大学医学部における重点項目についてアンケート調査したところ、医学基礎研究の振興が第1位であった。これは卒後臨床研修はなんとか整理されてきているが、基礎研究が取り残されているということだと思う。しかし、医学系大学院の重点化については第10位で、私立大学は関心が薄い。多くの私立大学、新設医

科大学は臨床医養成、即ち学部教育の充実の方が重要である、と考えていると思われる。

- 全部の大学院が一律に研究者養成を主目的とするのではなく、拠点大学となりえないその他の大学では、大学院で臨床家としての高度職業人の養成を目的として考えてもよいのではないか。大学院では研究方法論的なものを初めに行い、開発的能力を付け加えていくとすれば、卒後臨床研修との区別は出てくる。しかし、各大学とも研究センターの気持ちが残っているので、分業して研究以外の方向を目指す大学が出てこないと実現は難しい。
- 大学院の多様化はよいが、大学間で研究水準の差が出ると特定大学しか研究者養成ができず、教官選考に問題を生ずる。重点化した大学院を出ないと教官になれないということにならないか。
- 臨床の教授を研究論文の数だけでみて採用してよいのか、臨床の技能、その他の能力も評価されるべきか、かなり難しい問題である。教官選考の方針を公表することが必要であろう。
- 大学院生がいきなり教室に入り、他の医員等と同じことをするのではなく、学部教育で研究方法論教育の下地が作られ、それと繋がった形でスクーリングを含めた大学院のカリキュラムがきちんと作られ公表され、大学院に入ったならそのように指導を受けることが必要である。カリキュラムが作られていても実際と掛け離れている点があれば、なんとかしなければならぬ。
- 私の大学では大学院の医学研究科に入る者の過半は医学部卒以外の医科学修士課程卒で、学部では、工学、理学、農学等を学んだ者である。医学部卒は殆ど臨床医になり、基

礎医学者になった者は30人中2人であり、基礎医学担当者に医学部卒以外の者になる現状である。医学部学生に基礎医学に関心をもたせる機会、工夫が必要である。

- 夜間または昼夜開講制の大学院ができれば研修医等が臨床研修しながら、スクーリングを受け、研究し、博士を取得することができる。
- 厚生省は、今後更に医師過剰を防ぐため、医師数10%削減を考えているようである。医学系大学院生のアルバイトも減少傾向で、病院も赤字でこれから医師を雇う余地は少なくなると思われるが、一方、診療科によっては医師が不足し、僻地の医師、救急医師、基礎医学者、福祉関係の医師等も不足している。これらの分野は臨床開業医に比し収入が低く、基本的にはこれが是正されないと偏在は解決できない。医師数の見直しは地域、専門分野等の事情を考慮して行う必要がある。

2. 授業料の専門分野別設定及び増額改訂について

山本委員から、提案の趣旨について次のとおり説明があった。

授業料の増額改訂は年中行事化し、今度は専

門分野別授業料設定導入が報道されており、本格的に反論する必要がある。理工系についての授業料格差導入反対については、学生の理工系離れ、科学技術発展阻害を心配する産業界、経済界の賛成を得易いが、医歯系の学部別授業料格差導入反対については、医師過剰問題や私立大学医学部の授業料との大きい格差もあり、理解を得にくい背景がある。しかし、これは医学教育の根幹に関わることであり、本委員会でもできる対応をしなければならない。

以上のうち、吉田委員長が廣重第6常置委員会委員長と相談して対応を考えることとなった。

3. 委員会審議の今後の進め方について

委員長から、本委員会でこれまで数回情報交換をしてきたので、これまでの検討結果をまとめ、各学長にもお知らせしたい旨諮られ、委員長が、医学系大学院、医師需給問題、病院医療費、医学教育のあるべき姿等の問題についてこれまでの議論を整理したものを各委員に送付し意見を集約したうえ、来年6月の総会までに本委員会としての提言、意見表明をまとめることとなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第81回) 入試改善特別委員会

日 時 平成5年10月20日(水) 14:00~15:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井村委員長

坪井, 石川, 藤田, 松井, 細川, 岡市, 和田各委員

井村委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、去る9月1日付をもって国大協事務局長に就任した滝沢事務局長及び新たに委員となられた岡市香川大学長並びに市川埼玉大学教授(本日欠席)の紹介があった。

〔議 事〕

1. 国立大学の入学者選抜についての平成7年度実施要領, 実施細目等(案)の作成について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

去る6月総会において、平成7年度の入試の基本方針は、平成6年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」により実施することが了承されたので、関係委員の方々と相談しながら、平成7年度実施要領、実施細目及び実施上の申し合わせ事項の原案を作成し、これを配付資料2のとおり、8月5日付をもって各国立大学長宛に送付し、意見等があれば9月30日までに回報されたい旨照会したところ、配付資料3のとおり、3大学から意見・要望が寄せられた。

そこで、本日はこれらの内容についてご検討いただいたうえ、来る11月5日開催予定の理事会及び11月17日、18日開催予定の総会に提出する本委員会としての最終案を作成することとしたい。

以上のように述べられたのち、審議に入った。

寄せられた意見等の内容及びその検討結果は次のとおりである。

意見等の第1点は、「平成7年度実施日程表(案)では、『前期日程』の入学手続締切日について、3月14日とあるが、『A日程』、『B日程』及び『後期日程』の入学手続締切日が、平成6年度より1日短い3月27日となっていることから、平成5年度以前の実施日程と同様の日程を組んで『前期日程』の入学手続締切日を3月13日とし、『前期日程』試験合格・入学手続者のセンターへの通知も1日ずつ繰り上げることとあわせ、『前期日程』試験合格・入学手続完了者資料請求・提供を3月17日からとし、これまでと同様の日数を確保していただきたい。また、平成8年度以降の課題として、『前期日程』試験の日程を早めるなどして、『後期日程』試験の合格発表・入学手続期間等に現状より日程的な余裕を持たせる等の検討を願いたい。」という要望である。

この件については、「前期日程」の合格発表日を期限最終日の3月10日(金)とした場合、入学手続締切日を3月13日(月)とすると、土曜日、日曜日を除き入学手続日は平日1日だけになってしまう。土・日を除いて最低2日間は手続日を確保しておきたいので、原案どおりとすることとした。なお、平成8年度以降については、ご要望どおり、「前期日程」試験の実施期日を早めるなど、特に、「後期日程」試験の入試日程に余裕を持たせるべく委員会で検討する。

第2の意見等は、「平成7年度の実施要領の実施日程で入試業務を実施すると、曜日が土日・祝日に重なることが多く、また、重ならない場

合も準備等のため、休日出勤で業務を行うことが多く、業務上厳しい日程となっている。週休2日制が実施されている現状の中、余裕ある業務が遂行出来るように、今後日程の改善をお願いしたい。」という要望である。

この件については、入試日程に余裕をもたせるべく、本委員会で検討するが、入学試験は大学にとって社会的に重要な業務であり、ある程度負担を伴うことは止むを得ない面もある。休日出勤に対しては代休等の措置で対応していただくようお願いする。

第3の意見等は、「第2次試験出願受付の期間についてであるが、願書の提出は、文部省が実施する『出願状況の中間発表』を見て出願して来る者が多く、1月30日(月)に投函した願書が2月1日(水)に到着する可能性があるため、この受付期間について、原案の『1月23日から1月31日まで』を『1月23日から2月1日まで』に変更願いたい。また、この変更に関連して、大学入試センター試験成績請求・提供の期間について、原案の『2月1日から2月10日まで』を『2月2日から2月10日まで』に変更願いたい。」という要望である。

この件については、ご要望に沿って、第2次試験出願受付の期間を1日増やし「1月23日から2月1日まで」に変更することとし、また、大学入試センター試験成績請求・提供の期間を1日減らし「2月2日から2月10日まで」とすることについて、大学入試センターに協議し、了承が得られたので、このとおり変更することとした。

以上の検討結果にもとづき、原案を一部修正

し、「平成7年度実施要領・実施細目及び実施上の申合わせ事項(案)」を来る11月5日開催予定の理事会に付議のうえ、11月17日、18日開催予定の総会に提案することとした。

2. 国立大学の入学者選抜方法の改善について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

平成4年11月に各大学宛に実施した「国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、大学入試改善について本委員会及び本委員会と第2常置委員会との合同会議で検討し、理事会並びに総会(第92回)でご意見を伺ったところ、現行併存方式を見直し「分離分割方式」へ統合する方向で検討をすすめることが了承された。そこで、本日、連続方式と分離分割方式の統合について検討いただき、本委員会として統合について基本的方針を取りまとめることとしたい。これまでの議論を踏まえて、「いわゆる分割なき分離」を認める場合の条件等をも含め、審議のためのたたき台として素案を準備したので、これをもとに検討いただきたい。

引続き委員長から、配付資料〔国立大学の入学者選抜における現行の「連続方式」と「分離分割方式」の統合についての基本方針(素案)〕について説明があったのち、審議が行われた。その結果、一部文言等について修正意見があったが、本委員会終了後引続き開催される第2常置委員会との合同会議に素案を提示して意見を伺い、さらに検討することとした。

以上をもって議事を終了した。

第2常置委員会・入試改善特別委員会合同会議

日時 平成5年10月20日(水) 15:00~17:10

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 (第2常置委員会)末松委員長

山田, 橋本, 吉田(亮), 太田, 宮地, 加藤, 小嶋, 吉田(彌), 巽, 赤井,
入野, 福西, 高木, 池田各委員

松井, 金子, 猪岡各専門委員

(入試改善特別委員会)井村委員長

坪井, 石川, 藤田, 細川, 岡市, 和田各委員

(大学入試センター)高橋所長, 菊池事業部長

(文部省)金森大学入試室長, 錦戸企画係長

初めに, 井村入試改善特別委員会委員長及び末松第2常置委員会委員長から開会の挨拶があり, ついで各委員から自己紹介があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 文部省からの報告

金森大学入試室長から, ①大学審議会が平成5年9月16日付で取りまとめた「大学入試の改善に関する審議のまとめ(報告)」, 及び②「平成6年度国公立大学入学者選抜の概要」について配付資料にもとづき説明があった。

(2) 大学入試センターからの報告

高橋所長から, 平成6年度大学入試センター試験の志願者数は昨年以上に増加が予想されるため, 試験場の増設等を関係地区大学にお願いしているが, 試験の円滑な実施についてよろしくご協力をお願いしたい旨述べられた。

引続き, 菊池事業部長から, 先般, 同事業部長名をもって各国公私立大学入試担当部長(次長)宛実施した「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目の利用方法に関するアンケート」の結果(国立大学分)について, 配付資料にもとづき説明があった。

2. 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等に関するアンケート調査結果について

このことについて, 初めに末松第2常置委員会委員長から次のように述べられた。

大学入試センターの「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」について, 国大協としての意見を取りまとめるため, 先般各大学宛「中間まとめ」に対するアンケート調査を実施したが, この集計結果をご報告し, ご意見を伺いたい。

以上のように述べられたのち, 松井第2常置委員会専門委員から, アンケート調査の集計結果について, 配付資料にもとづき説明があり, 引続き末松委員長から, 本合同会議に先立ち開催された第2常置委員会で出されたアンケート結果に基づく意見等について補足があった。

ついで, 高校教育の多様化に伴う基礎学力低下への懸念, アンケート調査のデータの集計方法について, 複数受験に影響する試験科目の指定の多様化, 「中間まとめ」の出題科目の組合せの問題点等について意見交換があったのち, 末松委員長から次のように述べられた。

いただいたご意見を踏まえ、アンケート調査のまとめについて、理系・文系等別集計表も作成し、今後さらに理事会及び総会でご意見を伺ったうえ「中間まとめ」に対する意見をまとめるようにしたい。

3. 国立大学の入学者選抜方法の改善について

このことについて、井村入試改善特別委員会委員長から次のように述べられた。

先に各大学に実施した「国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、入試改善について、入試改善特別委員会及び第2常置委員会と入試改善特別委員会との合同会議で検討し、その上で理事会（平成5.6.4）並びに第92回総会（平成6.6.15）で意見を伺ったところ、現行「併存方式」を見直し「分離分割方式」へ統合する方向で検討することが了承されたので、本日、本合同会議に先立ち開催の入試改善特別委員会で、「分離分割方式」統合についての基本の方針案を取りまとめた。ついてはこの案についてご説明し、ご意見を伺いたい。

引続き井村委員長から、配付資料〔国立大学

の入学者選抜における現行の「連続方式」と「分離分割方式」の統合についての基本方針(素案)〕について説明があったのち、審議が行われた。

同案について、○「前期のみの募集単位と後期のみの募集単位とを適切に組み合わせること、前期・後期の定員比率が偏ることがないようにする。」という部分の記述については、歯止めをかけるための具体的な比率や同一地域内の同種大学・学部間で前期・後期の定員を調整することも含めるなど、多少文言を修正した方がよい、○第2次試験の入試日程の見直しは公私立大学等とも関係するので、慎重に取扱う方がよい等の意見が出された。協議の結果、これらの意見を踏まえ井村委員長の許で原案を文言修正し、これを理事会及び総会に提案することとした。

このほか、大学入試センターの菊池事業部長から、本日17時現在の平成6年度大学入試センター試験志願者数について報告があった。

最後に、井村入試改善特別委員会委員長から、10月23日付をもって学長任期満了に伴い第2常置委員会委員長を退任される末松委員長に謝辞が述べられ、閉会した。

学術情報特別委員会

日時 平成5年10月28日(木) 13:00~16:10

場所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川, 清水, 小山, 角田, 林, 村上, 安藤各委員

山中, 浅野各専門委員

ヒアリング: 星埜福島大学長, 宇野千葉大学附属図書館長, 鈴木電気通信大学附属図書館長

(文部省) 上田学術情報課学術情報企画官

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、本日出席の文部省の上田学術情報企画官の紹介があったのち、議事に入った。

1. 委員の補充について

委員長より、任期満了により退任された委員の後任補充並びに新規委員として、次のように諮られた。

末松委員(東京工業大学長)の後任委員として木村 孟東京工業大学長, 青野委員(金沢大学長)の後任委員に星埜 惇福島大学長にお願いすることにしたい。また、前回、委員に加わっていただくこととした図書館情報大学の竹内副学長が退官されたので、その後任の藤野幸雄図書館情報大学副学長にご協力願うことにしたい。

以上協議の結果、異議なく承認された。

なお、新委員については、11月5日開催の理事会に諮り追認を得ることとした。

2. 平成6年度学術情報システム関係概算要求の概要について

上田学術情報企画官より、概ね次のような説明があった。

学術情報課においては、大学等の研究者が必要とする情報を的確且つ迅速に提供する体制を

整備する観点から、学術情報システムの整備を進めている。本日は平成6年度の学術情報システムの整備関係事項を中心に説明したい。

(配付資料に基づき以下内容説明)

- (1) 学術情報センターの組織・機能の拡充
- (2) 大型計算機センター等の整備
- (3) データベース作成等の促進
- (4) キャンパス情報ネットワーク
- (5) 国立大学図書館の整備

以上の説明について、事務機構の整備、図書館専門員の配置、情報関係センターの充実、ネットワーク研修事業等について質疑応答が交された。

3. 図書館の緊急課題についてのヒアリング

初めに、星埜福島大学長より、配付資料にもとづき概ね次のような説明があった。

○ 概要

福島大学は教育学部、行政社会学部、経済学部の3学部で、附属図書館は昭和56年に建物が竣工、同年大学の移転統合に伴い事務分掌の整備を行い、昭和60年3月に図書館棟の未完成となっていた書庫部分が完成し現在に至っている。職員は定員内職員の他、日々雇用、パートタイムを含め26名、内司書及び司書補の資格所有者は10名で、図書館業務を処理している。開館時間は平日9時~20時、土

曜日は夜間主コース，学外を含めた社会人への対応等の問題もあり，週休二日制以後は，終了時間12時30分を20時まで延長し開館している。蔵書数は図書602,561冊，雑誌7,569種（平成5年3月），利用状況は1年間の入館者数238,218人（平成4年度）となっている。

○ 現状と課題

施設・設備については，書庫の狭隘化対策と，整備された研究者専用の閲覧室設置が課題となっている。

図書館資料費については，文部省からの経常的配分額が漸減していることもあって，総額の90%以上が学内措置による予算に依拠しているのが実情である。学生用図書購入費は，総額が前年度を下回らないよう学内予算で措置してきたが，平成4年度ではピーク時の44%まで減少し，これに伴い学内措置額が増加，教官研究費を圧迫する一要因ともなっている。大型コレクション等購入経費は過去12年間に2件の配分があったのみである。研究用図書費は，一定の費用が確保されているが，昨年度は7千万円台まで減少した。電子的資料購入費については，電子出版物のCD-ROM，FDなど非常に利用価値が高いものを，今後継続的に収集するには相当な予算措置が必要となる。

図書館運営費は，維持的経費，図書館業務合理化経費，賃金，その他の経費，旅費等に大別するが，維持費については過去3カ年の支出実績により配分されており，不足額は学内からの拠出で賄い，その割合は60%に達している。電算化に伴う経費は主として電子計算機借料で文部省からの配分額の不足分は校費予算で補っている。情報検索等のサービス機能の増強，整備は，ますます必要さを増す

ので配分予算に特段の措置を望みたい。その他には，少ない司書資格職員，非常勤職員の問題，職員研修旅費の問題がある。運営費を総体的にみた場合，総額の68%が学内の負担であり，業務の高度化とサービス特に開館時間の21時までの延長，土曜開館等多様化する問題の対応に費用面でも努力していかなくてはならないが，配分予算の増を切に望みたい。電算化における課題としては，機種更新を控え現在委員会を設けて4～5年後の更新を目途に検討している。電算化による図書のデータ化は昭和62年以前の約45万冊が残っており，第1期として6年計画で約23万冊のデータベース化を予定している。この実現には2千500万円を要し学内負担としては余りにも大きいので特段の予算措置が望まれる。

以上の説明について，夜間主コース学生に対する開館時間の現状，資料購入費の学内負担の取扱い等について意見交換があった。

引き続いて宇野千葉大学図書館長より，配付資料にもとづき概ね次のような説明があった。

○ 蔵書数

千葉大学附属図書館は本館のほかに亥鼻分館，園芸学部分館があり，平成5年3月現在の蔵書数は，図書1,233,584冊，雑誌18,314種である。

○ 問題点

図書館の職員数は，本館27名，亥鼻分館12名，園芸学部分館4名合計43名（内常勤の非常勤職員11名），このほかに本館，亥鼻分館に時間雇用職員25名を雇用し，図書館の運営が行われている。経費面で運営費のかなりの部分が職員数の不足による非常勤（時間雇用職員を含む）の人件費に割かれているため，今

後業務の見直し、合理化等の改善が必要とされる。又電算化に対応しうる取員数が少ないのも、今後の課題である。施設・設備面では基準面積の不足もあり、年毎に増加する図書に各館とも収蔵スペースの狭隘化が大きな問題となっており、書庫の確保が最大の課題である。設備では、老朽化が著しく、利用上問題が生じている視聴覚機器とマイクロフィルム・リーダープリンターの更新の予算措置について検討が必要である。

このほか、利用者サービスとしての夜間開館・休日開館、一般市民への開放、生涯学習を含めての図書館利用の問題、資料購入に関して研究室間の重複調整、資料費の配分比率の検討、教養部改組並びに人文科学系大学院構想に対応する図書館体制の確立、留学生の基礎教育のための資料整備等の問題を抱えている。

いずれも、学内で検討を進めているが、職員、予算の不足がこれらの問題解決に立ちほだかっているといえよう。

以上の説明について、留学生への情報提供の状況、理工系図書の購入、管理状況等の意見交換が行われた。

引き続き鈴木電気通信大学図書館長より、配付資料にもとづき概ね次のような説明があった。

○ 現 状

図書館事務室には4係があり、定員内職員16名、非常勤職員10名で管理、運営に従事している。建物は面積4,280㎡で、不足面積1,134㎡、開館時間は平日9時から21時まで、土曜日は9時から19時までとしている。蔵書数は平成5年3月現在図書323,527冊、雑誌2,973

種である。

図書館の図書購入費は学内予算措置の当校費3%を含め、研究室の図書購入費と合わせると学内全体予算に対する比率は約10%になっている。

○ 今後の課題

(1) 附属図書館予算

数年来減額傾向が続いている。本学では学内措置として当校費を一定基準で図書購入費に計上しているが、毎年の外国雑誌の値上げ等で、学生用新規図書購入を縮小せざるを得ない厳しい状態である。

(2) 施 設

昭和38年から54年まで3回の増改築を行った。その後学生、教職員が増加したにも拘らず増築はなく狭隘度は増している。大学キャンパス全体の長期構想によれば、図書館新改築は10数年先となっており、早期改善は望めないで、その対応策として内部を改修し集密書架の設置、業務の合理化等の実現に向け検討している。

(3) 土曜、夜間延長開館等の職員勤務体制の対応

土曜日は正職員2名、パート職員3名で通常業務を行っている。この正職員は月曜を振替休日とするため職員の少ない係では、月曜の業務に支障をきたしている。夜間業務では、正職員1名の残業とパート職員3名で業務を処理しているが、これらの業務とともに日曜日開館を目指すとなると業務委託が適当であるが、現状では技術面、経費面で問題が多く実現は難しい。

(4) 電子メディア等、図書館業務の多様化、複雑化への対応

専門的な事柄は学内の総合情報処理センタ

一の支援を受けているところであるが、図書館職員の情報処理技術の習得は不可欠で、研修、講習等には、極力参加を奨励している。

(5) 職員の定員削減の対応について

業務に支障が出始めている状態であり、財政的に解決ができれば、一部の業務でも外部委託を検討したい。

以上のほか、(6)事務電算化等の省力化 (7)館内の配置についての検討 (8)自己点検・評価について (9)図書館の電算化等各事項にわたり説明があった。

以上の説明について、司書資格と情報処理技術習得の問題、情報処理センターと図書館の相関関係、学生数等に対する閲覧座席数の比率等について意見交換があった。

4. 大学図書館に関する調査小委員会について (確認)

委員長より次のように述べられた。

前回の委員会でヒアリングをまとめるため小委員会委員のご承認を得たが、本日新たに委員となられた方を加え、次のメンバーを確認させていただきたい。

委員長 村上 恵委員

委員 清水 忠雄委員

〃 林 英輔委員

〃 藤野 幸雄委員

〃 浅野 次郎専門委員

以上が調査小委員会委員として了承された。

5. 文献複写実態調査等の報告について

清水委員より、概ね次のような報告があった。

国立大学図書館協議会の中に文献複写に係る著作権問題特別委員会があり、その下のワーキング・グループが調査実施を検討、去る6月に

国立大学図書館を対象にして「著作権使用に係る文献複写の実態調査」を実施した。また、これに併せ「研究室における文献複写利用実態調査」も実施した。この研究室の調査は、本委員会でもたびたび論議されていることでもあり、委員長の了解を得て本委員会と連携して21大学の47学科等を対象に実施した。このうち、研究室の調査は、パイロット調査のため、その集計結果について信頼度を検討する必要があると考えている。

調査の概略を述べると、図書館を対象とした調査は、文部省の協力を得た年間実施状況調査と6月前半の2日間を調査期間とする実態調査の二種類がある。後者の実態調査は96大学、236図書館、485複写機で行われ、2日間(8時間)の複写枚数は約16万枚であった。

以上のほか、調査結果にみられた複写利用者の種別、複写目的別、複写資料別、外国文献の複写率、複写文献の発行年度、複写枚数等について説明があった。

ついで浅野専門委員より、複写手続における問題点及び報告書の取扱いについて説明があった。

以上の説明について委員長より、委員に意見を求めたのち、次のように述べられ、了承された。

著作権問題小委員会を12月3日(金)に開き、報告書の内容を検討し、明年1月20日(木)本委員会を開催、お諮りすることにした。なお、著作権問題小委員会に加わっていた三分一(山口大学長)委員が退任されたので、角田(電気通信大学長)委員に参加いただくことにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

生涯学習特別委員会

日 時 平成5年10月29日(金) 13:30~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川(代理:田頭室蘭工業大学工学部第2部主事),津布楽,将積,佐々木,
尾上,田村,原田,岡市,高田,横山,砂川各委員

山本,小川,佐々木各専門委員

ヒアリング:武田徳島大学長

松井東北大学教育学部附属大学教育開放センター長

(オブザーバー)小尾放送大学長

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、去る9月1日付をもって国大協事務局長に就任した滝沢事務局長及び新たに委員となられた原田広島大学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. ヒアリング

武田徳島大学長及び松井東北大学教育学部大学教育開放センター長をお願いし、それぞれの大学における生涯学習に関し、ヒアリングが行われた。

武田徳島大学長

◎ 徳島大学における生涯学習対応について
配付資料をもとに、主として次の事項を中心に説明があった。

○ 平成4年度公開講座の実施状況

・大学開放実践センター

公開講座(7分野36科目受講者計1,267人)

出張公開講座(県内3地区受講者計406人)

在留外国人のための日本語講座(6科目受講者計42人)

特別講演会

四国地区国立大学放送公開講座

県・市との協力事業(11件)

・医療技術短期大学部

公開講座(「病気と検査」受講者50人)

・大学短期大学部

公開講座(「日本語ワープロ入門」受講者76人)

○リフレッシュ教育(社会人特別選抜の実施状況)

・社会人特別選抜(平成6年度から学生受入れ)
総合科学部(若干名),工学部夜間主コース(6学科33人)

・工学部に夜間主コースを設置(平成6年度から学生受入れ)

6学科,入学定員計100人(内33人は社会人)

・科目等履修生制度を設けている学部

総合科学部,医学部,歯学部,薬学部,工学部

○大学開放実践センターについて

・センターの設立とその目的

・大学開放事業

公開講座・出張公開講座

放送公開講座

特別講演会

〔問題点と課題〕

公開講座受講者の偏り・固定化と受講者の頭打ち(新規受講者の開拓,「量」から「質」への転換の必要性)

大学開放事業への学内の理解と協力

多様なニーズを大学開放事業に反映させる
制度的仕組みの創出

・センターの調査・研究活動

センター事業のための調査・研究
成人教育・社会教育・生涯教育・生涯学習
に関する調査・研究

[調査・研究の内容]

公開講座受講者へのアンケート調査
地域住民の学習上に関する調査・研究
大学開放に関する学内アンケート調査（教
官を対象）
放送公開講座に関する実践的研究
公開講座の編成と受講状況に関する研究
諸外国の大学開放に関する調査・研究
大学開放事業の経営学的研究
成人教育の方法論と成人の学習行動に関す
る研究
社会教育、成人教育に関する歴史的研究
海外成人教育の文献翻訳
等

[今後取り組むべき調査・研究課題]

地域企業団体の大学開放需要に関する調査
研究
公開講座受講者の拡大と新規需要のための
戦略的研究
公開講座のプログラミングに関する研究
成人の学習指導方法に関する研究
生涯スポーツ・健康に関する研究
遠隔地公開講座のあり方
国際交流を通じての大学開放に関する調
査・研究
等

[問題点と課題]

研究スタッフと研究資金の安定的確保
海外文献の収集整備、スタッフの海外研修、

国際研究の推進

研究機関としての社会的認知の確立

特色を生かしたセンターの創出からわが国
の大学開放をリードするセンターへ

「開かれた大学」づくりへ向けての本学の
ビジョンの策定、大学開放のための中核と
なる機構の確立、強化

以上の説明について、意見交換があった。主
な意見は次のとおり。

- 大学教育開放事業を行うには、センターが
核になるにしても全学的な理解と協力が不可
欠であり、大学教育開放事業に対する全学の
教官の意識を高めていく必要がある。
- 趣味、教養的講座のほか職業技術関連のプ
ログラムをもととすると、産・官・学を含
めた協議会方式をとらないと運営は難しいと
思う。
- センターに専従の職員がいないので、特に、
休日に講座を設定しづらい。
- センターはまだ設置していないが、教育委
員会と協力して県内4地区で公開講座を行っ
ているほか、放送講座、リカレント教育推進
事業（文部省の委嘱事業）等を行っている。
今後、センターができれば、そこがリカレン
ト教育も含めた生涯学習プランの立案、調整
機能等を担い、長期的展望のもとに生涯学習
に対応していけるものと期待している。
- 大学開放事業を実施するについては、自治
体との連帯協力ということも欠くことができ
ない。
- 生涯学習に対するニーズは地域によって異
なる。地域のニーズにマッチした講座を開設
するようしないと、受講者も集めにくい。

松井東北大学教育学部附属大学教育開放センター長

◎ 東北大学における生涯学習対応について
配付資料をもとに、主として次の事項を中心に説明があった。

○ 東北大学における生涯学習事業への対応方式

- ・個別部局における事業の展開（10学部・2独立研究科・7附置研究所・1センター）
- ・教育学部附属「大学教育開放センター」による生涯学習事業の展開

○ 大学教育開放センターの概要

- ・創設時期：東北大学教育学部の附属施設として昭和48年に設置
- ・組織規模：1部門（教授1，助教授1（欠員），助手1）
- ・研究機構：東北大学大学院教育学研究科の基礎部門（大学教育開放論）
- ・事業区分：5種類（主催事業，共催事業，受託事業，特別事業，協力事業）

○ 大学教育開放センターの事業

- ・主催事業：センターが企画し，センターの経費で行う事業

- ①一般市民を対象に，比較的高度な学習内容を提供する
- ②学習テーマにより，講義形式あるいは演習形式で行う

- ・共催事業：地方自治体（東北各県の市町村）と協力して行う事業

- ①学習テーマの設定に関し，センターが相談にのる
- ②地方自治体は，会場設営および受講者の募集を担当する
- ③センターは講師の選定および派遣を担当する

- ・受託事業：センターが文部省などの委託を受けて行う事業

- ①専門職を対象としリカレント教育の性格をもつ事業

- ②社会教育主事講習，教育指導者講習等

- ・特別事業：放送教育開発センターとタイアップして行う事業

- ①センターが東北大学各部局の専門家と協力して企画する

- ②ラジオ講座（13回），テレビ講座（18回）

- ③高度な学術水準を維持しつつ市民対象の平明さを保つ内容

- ④スクーリングを設定し，講師との質疑応答で理解を深める

- ・協力事業：センターが，他の社会教育機関の要請に応じて行う事業

- ①要請に応じ生涯学習事業の企画立案

- ②要請に応じ講師の紹介を行う

以上の説明について意見交換があった。主な意見は次のとおり。

- 大学主催の公開講座等の事業に要する経費はすべて校費で賄う。自治体との共催の場合は，大学が派遣する講師の謝金については自治体から奨学寄付金として受け取るが，それを除き講師への旅費も受講料の徴収も自治体側が責任をもつ。また，受託事業については，文部省の委嘱による「社会教育主事講習」等を，特別事業については，放送教育開発センターの委嘱による「ラジオ講座」及び「テレビ講座」を行っている。

- 学部長が大学教育開放センター長を兼任していることで，事業の業務全般にわたり事務長以下学部の事務スタッフの協力が得られ，この点はメリットである。

- 大学教育開放センターには、各学部からの教官1名ずつによる運営委員会があり、その下にセンターが所属している教育学部の各専攻の代表で構成するセンター会議がある。事業の責任は運営委員会にあるが、具体的な事業の立案、実施計画等はセンター会議が中心になって行う。
- 昨年、生涯学習教育研究センターを設置した。L・L・C・N（ライフ・ロング・コミュニケーション・ネットワーク）を呼びかけて県内の大学や教育行政関係者による協力体制をつくり、生涯学習事業の準備をすすめている。
- 教養部が改組され、従来の一般教育は新たに設置される大学教育センターがそのマネージを担当することになったが、これに合わせて、大学教育研究センターと大学教育開放センターを統合してはどうかという意見が一部にある。一般教育のマネージングと教育成果の社会への開放ということとは機能を異にするものであるので、統合は適当でないことをご理解いただくようにしている。
- 国立大学が将来とも発展していくには「国際化」と「教育研究成果の社会への開放」と

いうことがますます重要になってくると思う。この観点に立って生涯学習の目標を定めておくことが必要であろう。

- 私たちの大学では、大学教育を生涯学習の中に含め、現にある生涯学習教育研究センターを活用したいという考え方がある。
- 一般教育のマネージメントには大きなエネルギーがいる。センターに一般教育のマネージメント機能ももたせると、その分、生涯学習対応の大学教育開放にエネルギーを割けなくならないか。
- センターの位置づけは、大学の規模などの事情によって異なると思う。

最後に委員長から、今回の議題について次のように述べられた。

来年3月末日、学長任期満了により委員長を退任することになるので、後任の委員長を選出していただきたい。また、生涯学習について引き続きヒアリングをすることにしたいが、今回は、私立大学の状況について、関西学院大学にお願いすることにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第93回総会国立大学協会事業報告

(注) 第92回総会より今総会まで

1. 諸 会 合 (43回)

(1) 第92回総会

5. 6.15 (火)

6.16 (水)

(2) 事務連絡会議

5. 6.18 (金)

(3) 理事会

5. 6.15 (火)

11. 5 (金)

(4) 常置委員会 (18回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) ①21世紀に向けての国立大学の在り方

②大学と地域との関連

(委員会開催状況)

5.10.21 (木) 常置委員会

2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) ①高校の教科・科目改訂に伴う大学入試の対応

(委員会開催状況)

5. 7. 5 (月) 小委員会

7.27 (火) 小委員会

8. 3 (火) 常置委員会

10.14 (木) 小委員会

10.20 (水) 常置委員会

10.20 (水) 入試改善特別委員会との合同会議

3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

- (主要審議事項) ①厚生補導施設に関するアンケート調査について
②就職協定について

(委員会開催状況)

5. 7.26 (月) 小委員会
9.27 (月) 小委員会

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

- (主要審議事項) ①人事院勧告の完全実施に関する要望
②教室系技術職員の組織化と研修及び専門行政職移行問題
③教務職員現況調査結果について

(委員会開催状況)

5. 8.23 (月) 小委員会
10. 4 (月) "
10.28 (木) 常置委員会

5) 第5常置委員会 (大学間の協力)

- (主要審議事項) ①豪州の大学との交流計画
②UMAP-JAPAN '94開催計画
③日米大学長会議について
④日米大学間学生交流について

(委員会開催状況)

5. 6.21 (月) UMAP小委員会
7.16 (金) "
8.11 (水) 常置委員会
9.29 (水) UMAP小委員会
10.25 (月) 常置委員会

6) 第6常置委員会 (大学財政・学費)

- (主要審議事項) 国立大学の授業料の在り方

(委員会開催状況)

- 5.10.22 (金) 常置委員会

(5) 特別委員会 (15回)

1) 学術情報特別委員会

- (主要審議事項) ①図書館の整備

②複写に関する著作権問題

③学術情報システムの整備

(委員会開催状況)

5. 7. 9 (金) 特別委員会

10.28 (木) //

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) ①医療法改正・特定機能病院の問題点

②病院医療費, 財政の問題

③卒後臨床研修

④医師の需給の見直しについて

(委員会開催状況)

5. 7.19 (月) 特別委員会

10.25 (月) //

3) 教養教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養教育改革の取り組み状況と今後の進め方

(委員会開催状況)

5. 7.29 (木) 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 大学における教員養成の実態のアンケート及び学生の教職への意識調査
の実施結果検討

(委員会開催状況)

5. 6.29 (火) 小委員会

9.20 (月) 特別委員会

// 小委員会

10.12 (火) //

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 「国立大学大学院の現状と今後のあり方」の調査案の作成

(委員会開催状況)

5.10.21 (木) 調査専門委員会

10.25 (月) 特別委員会

6) 入試改善特別委員会

- (主要審議事項) ①平成7年度入学者選抜の実施要領等
②入学者選抜方法の改善検討

(委員会開催状況)

- 5.10.20 (水) 特別委員会
" 第2常置委員会との合同会議

7) 生涯学習特別委員会

(主要審議事項) 国立大学における生涯学習実施上の問題点

(委員会開催状況)

- 5.7.22 (木) 特別委員会
10.29 (金) "

(6) その他の諸会合 (5回)

- 5.10.4 (月) 全大教との懇談
10.19 (火) 日米大学長シンポジウム実行委員会
10.27 (水) 国公立大学入試問題連絡協議委員会
10.28 (木) 就職問題懇談会
11.8 (月) AVCC大学調査団との懇談

2. 要望書その他の諸活動

- 5.5.10 教務職員現況調査実施
7.1 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を人事院及び文部省へ提出
7.27 厚生補導施設に関するアンケート調査実施
8.11 「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」に対するアンケート調査実施
9.27 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」を大蔵省、総務庁及び文部省へ提出
10.5 「国立大学の授業料の在り方について (要望書)」を大蔵省及び文部省へ提出

3. 要望書の受理

前総会以後本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
5.6.11	全大教	教務職員制度廃止	第4
7.26	国立大学一般教育担当 部局協議会	学生臨時増募関係要望, 授業料値上げ, 教 職員の増員, 施設の改善等	第6

8. 2	全国国立大学教養(学)部長会議	教養部の将来計画の要望, 一般教育充実のための要望	第6 教養教育
8. 5	国立7大学理学部部長会議	国立7大学理学部の現状と問題点の改善, 理学系修士講座の積算校費の増額等	第6
8. 5	第43回国立大学工学部部長会議	予算の増額, 大学院の充実, 教職員の定削廃止, 国際交流の制度保証等	第5, 6 大学院
8. 12	全国国立大学アイソトープセンター長会議	アイソトープセンター長の俸給の特別調整額支給	第4
8. 23	大阪大学職組	教務職員問題の対応について	第4
8. 25	全大教	技術職員問題の検討の促進	第4
10. 5	全大教	教務職員制度廃止に向けての検討促進	第4
11. 5	全大教	技術職員の専門行政職適用の「対応策」	第4

4. 刊行物

平成5. 8 会報第141号

11 会報第142号

／ 諸 会 合 ／

平成5年10月～12月

- | | | |
|----------|-------|-----------------------|
| 10月4日(月) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 12日(火) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 14日(木) | 10:00 | 第2常置委員会小委員会 |
| 20日(水) | 14:00 | 第2常置委員会 |
| | 14:00 | 入試改善特別委員会 |
| | 15:00 | 第2常置委員会・入試改善特別委員会合同会議 |
| 21日(木) | 10:30 | 第1常置委員会 |
| | 13:30 | 大学院問題特別委員会調査専門委員会 |
| 22日(金) | 13:30 | 第6常置委員会 |
| 25日(月) | 10:30 | 大学院問題特別委員会 |
| | 13:30 | 第5常置委員会 |
| | 14:00 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 27日(水) | 15:00 | 国公立大学入試問題連絡協議委員会 |
| 28日(木) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| | 13:30 | 学術情報特別委員会 |
| 29日(金) | 13:30 | 生涯学習特別委員会 |
| 11月5日(金) | 14:00 | 理事会 |
| 8日(月) | 16:00 | 国大協とAVCC大学調査団との合同会議 |
| 17日(水) | 10:00 | 第93回総会〔第1日目〕 |
| 18日(木) | 10:00 | 〃〔第2日目〕 |
| | 18:00 | 幹事・専門委員懇談会 |
| 19日(金) | 10:00 | 第60回事務連絡会議 |
| 30日(火) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 12月3日(金) | 15:00 | 学術情報特別委員会著作権問題小委員会 |
| 6日(月) | 14:00 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 14日(火) | 13:30 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 16日(木) | 13:30 | 第2常置委員会小委員会 |
| 22日(水) | 11:00 | 文部省幹部との懇談会 |
| | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 24日(金) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |

資 料

国立大学の授業料の在り方について

平成5年11月18日

国立大学協会

明年度の予算編成に当たり、国立大学の授業料等学生納付金について、専門分野別の授業料設定及び増額改定が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明せざるを得ません。

国立大学の学生納付金については、年々繰り返されてきた増額改定により、学生生活の諸経費の高騰とも相まって、その父母の家計への負担は著しく増大しております。このような教育費の高騰は、我が国の急速な出生率低下の重要な要因であることが指摘されています。

国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展を遂げるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものでありますが、学生納付金のさらなる増額はこの機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。

また、国立大学は国家、社会の要請に応じて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するばかりでなく、国と社会がその最大の受益者であります。したがって、国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担の原則を単純に適用すべきでないことは申すまでもありません。

更に、国立大学は学部の種類や教育経費の多少を問わず同一の授業料を設定することにより、学生が自らの能力と適性によって、希望する学部に進学することを可能としてきた

ことから、特に、教育経費に多額を要する自然科学系分野の人材養成を可能とし、学術及び技術に基礎をおいた我が国の発展・繁栄の源をなしてきたものといえます。

ここで、学問分野により学生納付金に格差を設けるとなると、進学の機会に経済的要素が加わることとなり、結果的には高額を要する学部への進学を阻害することになります。

このことは、現在進行中の若者の理工系離れをより決定的なものとし、科学技術の発展を阻害して日本の将来が危ぶまれると同時に、医歯系においても医師、歯科医師に収入優先の傾向を助長し、日本の医療・歯科医療の将来は憂慮すべきものとなり、到底容認できないところがあります。

(注) この「見解」は、第93回総会でまとめ、平成5年11月18日総会終了後、報道機関に発表したものである。

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
大 分 大 学	光永 公一	野村 新

○ 専門委員の委嘱

第3常置委員会 斎藤 彬夫(東京工業大学教授)

○ 第5常置委員会JUSSEP小委員会

委員長 角田 稔(電気通信大学長)

委 員 江崎玲於奈(筑波大学長)

〃 下村 由一(千葉大学教授)

〃 小坂二度見(岡山大学長)

〃 原田 康夫(広島大学長)

〃 西村 重雄(九州大学教授)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養教育に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
 - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * 2月半ばの週末、日本列島巾広く降った雪で、ここ東京では20数年振りの大雪でした。折しも越年された平成6年度予算の編成中で、各大学では何かとご苦勞の多かったことと拝察します。2月14日の予算内示では、授業料の増額はくい止められなかったものの、学部間格差が含まれなかったのは、会長はじめ各学長方のご努力の賜物と言えましょう。
- * さきの11月総会では、入試について、平成9年度から現行の「連続方式」と「分離分割方式」の「併存制」から「分離分割方式」に統合することが合意されました。具体的な実施要項の立案が今後の課題となります。
- * 巻頭エッセーには、太田横浜国立大学長にお願いして、「大学と生涯学習」を頂戴しました。ご多忙のところご執筆いただいた先生のご厚意に深く感謝申し上げます。(T)

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成6年2月25日 印刷
平成6年2月28日 発行（非売品）

会 報 第143号

（第44巻第1号 通巻第143号）

編集兼
発行者 滝沢源平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113（東京大学構内）

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03（3812）2111 内線（7950・7951）

03（3813）0647

FAX 03（3818）8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社